

守護城下山口の形態と構造

山村 亜 希

【要約】 中世の地方政治中心である守護城下は、しばしば戦国城下町と比較され、その空間構造の未熟さが指摘されてきた。しかし資料的制限から、城下空間全体を対象として、その変遷過程を実証的に論じた事例研究は乏しく、戦国城下町との比較も容易に行うことができないと思われる。本稿では、守護城下諸施設の立地の傾向を示した上で、町空間の発達過程と武士邸の存在形態を検討し、中世山口の空間構造の変遷を論じた。山口の空間構造は、町空間の発達と密接に関連しつつ変遷し、都市領主である大内氏の統制力は限定された空間にしか及んでいなかったことが分かった。大内氏は、既存の町空間の実態を追認しており、武士邸の立地も町空間の発達に追隨した場合もある。これは、大内氏の支配の限界とも評価できるが、町空間との共存、追認、利用という視点から大内氏の支配の特性をとらえなおすことも可能である。

史林 八二巻三号 一九九九年五月

一 はじめに

1 守護城下研究の動向

守護城下研究^①は、以下の三段階を経て展開してきたといえる。

城下町の系譜の中に位置づけられる一つの集落として、守護所に先駆的に着目したのは、松本豊寿^②であった。松本は、

土佐の戦国期城下町や市町を問題とする中で、中世豪族屋敷村と守護町を城下町の起源と位置づけた。しかし松本は、領主権力による家臣の城下集住政策や商業統制、市町の吸収といった点で、「守護町」は戦国期城下町と比較して未熟であり、さらに地域的封建国家以前の守護領国制に規制され、領国の首都たる中心性を有していないとして、「守護町」が空間構造研究の対象となりうるほどの存在とみなすことに否定的であった。これに対し、むしろ積極的に守護所及び「守護城下」を研究対象とし、中世を通じて網羅的に全国の守護所を抽出したのは、松山宏^③である。松山は、守護所を中世政治都市の一形態として戦国城下町の系譜の中に位置づけ、守護所の周囲にある程度の都市的空間が広がる「守護城下」の成立は南北朝期以降であるとした。松山の研究は、主として守護権力の性格、地域の政治的な情勢、守護所の立地・分布パターンを問題とし、特に軍事、交通面の利便性や、一国内の地理的位置、守護所設置以前の機能と守護所の設置を関連づけている。松本と松山の評価の違いは、「城下町」を、地域の中心としてとらえるか、経済・交通・文化・宗教などの結節点としてとらえるかの差異によるところが大きいと思われる。しかし、守護城下の空間構造に関しては、資料的制限から未だ具体的な実証が不十分な段階であったと思われる。

一九八〇年代になると、網野善彦の中世都市論^④により、従来研究対象と考えられてこなかった多くの空間が、「都市的な場」として注目を集めるようになった。それに対し、今谷明^⑤は、多くの地方都市が地方権力の消長と密接に関連していたとして、守護城下、特に中世後期における畿内周辺の守護所に着目した。今谷は、守護の機能や支配機構という視点から、守護所の立地を問題とする中で、守護所の分立という現象を指摘し、権力による都市創出という側面を強調した。また小川信^⑥は、淡路、讃岐、長門等の守護所を検討して、守護や守護代、在地権力の分国経営の実態と守護所の役割や、府中への守護所の設置により都市的発展が促進されることを指摘し、今谷と同様、都市と政治権力との関係を重視した。これらの研究の中では、守護城下の景観に関して、倉庫群などの備蓄施設や市場、工房、宿、寺院、津、防衛施設などの存在が指摘されている。

その後、中世考古学の盛行もあって、中世都市研究の中で、特に空間構造の解明がテーマとされ、文献史学・考古学・建築史学・歴史地理学といった複数分野で研究が進展し、各々の研究方法や成果が積極的に共有されてきた。^⑧中でも、従来の守護城下研究でしばしば比較の対象とされた戦国城下町に関しては、多くの研究がなされている。^⑨こういった流れの中で、考古学的成果をふまえ、守護所や守護城下から戦国城下町への空間構造の変遷を解明しようとする研究がなされている。^⑩研究対象とされた場所は、越後府内・美濃^⑪・田村・清洲^⑫・甲府^⑬・山口^⑭等である。これらの事例研究から、十五世紀後半頃を画期として、考古学的に遺構が充実し始め、都市的諸施設の配置や街路の方向にある程度の計画性も想定される場所もあることが分かった。空間構造に関しては、守護館の周囲に館群が散在し、中には守護代クラスと思われる守護館に匹敵するほどの館の存在も推定される事例や、周辺に守護城下と比肩する既存の市・市町や都市が存在する事例が報告される。また、守護城下は、十六世紀前半以降には、館型城郭を中心とした武士の集住化、街路敷設などの都市計画の実施、要害普請の整備などが行われ、戦国城下町と類似する空間構造へと変化することが指摘された。また、前川要は、十四世紀末から十五世紀前半頃に、守護館等の平地方形館を基本とした地域社会の支配制度の「方形館体制」が成立するとし、堀囲みで規模的に卓越した居館を中心として、周辺に小さな屋敷地が配置され、屋敷地内外に商工業者が存在する空間パターンを、中世後期集落の方向性の一つである「居館化」の初期段階に位置づけた。「居館化」が進行した十五世紀末には、守護館の再編強化、商工業者の階層分化・自立により、惣構えの形成、商工業者の凝集、「一乗谷型」短冊型地割の発生といった現象が生じるとする。その一方で、市場を起源とし、「都市化」の方向性の中で発生した常設店舗をもつ「草戸型」短冊形地割も別個に存在しており、近世城下町はこの二つの空間を統合して成立すると論じた。^⑮前川の研究は、守護城下を含めた中世城下町の形態の類型化として注目される。

以上の守護城下研究の展開から、守護所・守護城下の形態や機能が徐々に明らかになりつつあり、守護領国制や地域社会における守護権力の性格、分国経営のあり方からの守護城下の意義づけについても、特に文献史学から発言がなされて

きた。そこでは、守護城下を中世地方政治都市として戦国城下町の前段階と位置づけ、しばしば戦国城下町と比較して、守護大名の地域支配の不徹底さが具現する未熟な空間構造であるとの評価がなされる。この時、比較の指標とされたのは、多くの場合、①城下における家臣団の集住、②市・市町・町といった商工業機能に対する権力の統制、③城下空間の諸機能の把握を意図した都市計画の施行という三点であったと思われる。

しかし、従来の守護城下研究では、城下全体の諸施設・諸機能の実態を網羅的に検証し、空間構造の変遷過程を提示する試みは、発掘データや文献史料が断片的で、景観復原が困難であるとされてきたこともあって、不十分であった。特に町屋や市・市町の実態は、現段階ではあまり明らかにされていない。こういった現状では、他の中世都市との前述の三点を指標とした比較は容易でなく、守護城下固有の空間構造を都市史の中に位置づけた評価もし難いと思われる。

また、守護城下研究においては、しばしば城下空間は守護権力が形成あるいは改変した空間であるという前提が存在する。しかし、権力が取りこみきれなかった既存の諸機能・空間の存在も指摘されており、守護権力とは明らかに異質な空間が機能していたこともわかっている。こういった異質な空間の具体的な形態・機能をより明確にし、空間構造の変遷過程の中に位置づける必要がある。

従って、守護城下の諸機能の実態と、それらを統合的に検討した空間全体の空間構造及びその発達段階を明らかにしていく事例研究の必要性があると考え、本稿では山口を対象とする。山口は、南北朝から室町後期にかけて守護所が設置され、従来の研究で画期とされる十五世紀後半及び十六世紀前半を経ており、空間構造の変遷過程を検討しうる事例である。また、大内氏という大勢力の守護の膝下であり、一定の都市的繁栄も経験しているため、館のみならず寺社や武士邸等の諸施設の存在も比較的数多く確認でき、過去の景観復原という方法での検討の対象として適切である。

2 中世山口研究と本稿の目的

当該期の山口に関しては、近世以来様々に研究がなされてきた。しかし、同時代史料が乏しいことを理由に、大内時代の山口を描いたとされる『山口古図』^⑮を始め、萩藩作成の地誌『防長風土注進案』^⑯や寺社の沿革をまとめた『防長寺社由来』^⑰、大内氏滅亡時の様子を中心に記した軍記物語等の近世の考証を、主要な根拠として利用してきた研究が多かった。その結果、都市形成時における京都を模した都市計画の存在や、大内時代の「城下町」としての発展が、「西の京」山口のイメージと相まって過度に強調されてきた。

これに対し、野村晋域^⑱、古賀信幸^⑲、百田昌夫^⑳、乾貴子の研究は、同時代史料や近年の発掘データを基に分析を行っている点から高く評価できる。野村は『大内氏掟書』^㉑を都市の実態を示す史料として解釈した上で、時系列に沿って山口の都市像を整理し、特に十六世紀後半における毛利氏時代の山口の都市的發展を指摘した。古賀は発掘調査から、政弘期における館の強化拡張、政弘期以降における館の内部構造の性格を論じ、豎小路と石州街道という二本の都市軸の存在等を指摘した。いずれも山口の都市空間全体を視野に入れた研究として注目したい。百田・乾は守護所内部の空間構成について論じ、特に乾は、大内義隆による高峯太神宮移転に伴い「城下町プランに変化が生じ」たと想定する^㉒。

以上の先行研究から、当該期の守護所内部空間及び守護城下空間の実態が考察され、個別的・断片的な諸施設の位置比定や存在形態の検討は蓄積されつつあり、従来の都市像の見直しが迫られている。しかしなお、空間全体の形態と構造を統合的・動態的にとらえ、その形成・変遷過程を論じる試みは不十分であると思われる。そこで、本稿では、山口の各段階の城下空間の復原と、それをふまえた空間構造の変遷過程の検討という二点を目的としたい。第二章においては、五期に時期区分をした上で可能な限り同時代史料を用いて、諸施設・諸機能の位置比定を行い、それらの分布を考察する。ここからは、各時期の空間形態の全体的な傾向をより実証的に論じることができる。第三章においては、守護城下を都市史研究

の中に位置づける視点である、「町」空間と武士居住地の存在形態について、地籍図を援用しつつ、その発達段階を考察したい。また、四章では二・三章で考察した城下空間の実態との関係に留意して、大内氏の空間統制を検討し、最後に空間構造の変遷過程を論じたい。

- ① 従来の研究においては、守護所、守護町、守護城下、守護城下町といった用語が個別に使用され、その実態の差異が厳密に論じられないまま混乱をきたしている。また、守護城下あるいは守護城下町と戦国城下町との明確な区分も未だ定説はない。そこで本稿においては、守護城下の語を城（館）と城下の諸施設及び町の一方ないし両者を含む用語として使用し、山口に守護所がおかれた十四世紀半ばから十六世紀半ばまでの空間を指すこととする。
- ② 松本「城下町の歴史地理学的研究」吉川弘文館一九六七。
- ③ 松山「日本中世都市の研究」大学堂書店一九七三、「守護城下町の研究」大学堂書店一九八二。
- ④ 網野の論考は以下に比較的主として掲載されている。網野「中世都市論」（岩波講座日本歴史七中世三）岩波書店一九七六、「無縁・公界・楽」平凡社一九七八、「日本中世の非農業民と天皇」岩波書店一九八四、「日本中世都市の世界」筑摩書房一九九六。
- ⑤ 今谷「畿内近国に於る守護所之分立」国立歴史民俗博物館研究報告八、一九八五、「守護所の性格と機能」国史学一四三、一九九一、「守護と交通・交易」朝日百科・日本の歴史別冊歴史を読みなおす六、朝日新聞社、一九九三。
- ⑥ 小川「淡路・讃岐両国の守護所と守護・守護代・国人」国立歴史民俗博物館研究報告八、一九八五、「中世の長門府中と守護館・守護代所」国史学一二七、一九八五、「府中と守護所の関係について」国史学一四三、一九九一。
- ⑦ 筆者も、前稿において、中世鎌倉における空間構造の変遷過程の解明を試みた（拙稿「中世鎌倉の都市空間構造」史林八〇―二、一九九七）。
- ⑧ 複数分野での研究の成果は、以下の他多くにまとめられている。高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ―Ⅲ』東京大学出版会一九八九―一九九〇、高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』東京大学出版会一九九三、「よみがえる中世」一―八巻、平凡社一九八八―一九九四。また、現在までの中世都市研究の動向は、仁木宏「空間・公・共同体」（青木書店一九九七）に的確に整理されている。
- ⑨ 小島道裕「戦国期城下町の研究」日本史研究二五七、一九八四、「織豊期の都市法と都市遺構」国立歴史民俗博物館研究報告八、一九八五、前川要「都市考古学の研究」柏書房一九九一、千田嘉博「戦国期城郭・城下町の構造と地域性」ヒストリア二九、一九九〇、市村高男「戦国期東国の都市と権力」思文閣出版一九九四など。
- ⑩ 金子拓男・前川要編「守護所から戦国城下へ——地方政治都市論の試み——」（名著出版一九九四）では、考古学と文献史学を中心に、各地の事例研究の紹介をふまえた上で、都市史の中に守護城下を位置づける試みがなされている。
- ⑪ 青山宏夫「居多神社四至絵図とその周辺の歴史地理学的諸問題」新

- 湯史学二六、一九九一、前川要・千田嘉博・小島道裕「戦国期城下町研究ノート」国立歴史民俗博物館研究報告三、一九九一、斎藤利男「越後府中と直江の津」（渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』河出書房新社、一九九二）、金子拓男「上杉氏による越後府中の経営と居城春日山城の成立」・小島幸雄「春日山と越後府内の発掘成果」・矢田俊文「戦国期越後における守護・守護代と都市」（前掲注⑩）。
 - ⑫ 高田徹・内堀信雄「美濃における一五・一六世紀代の守護所の姿遷」（前掲注⑩）。
 - ⑬ 前掲注⑪「戦国期城下町研究ノート」。
 - ⑭ 梅本博志「信長期における清須城下町の様相」・下村信博「文献からみた清須城下町の変遷」（東海埋蔵文化財研究会「清洲——織豊期の城と都市——研究報告編」一九八九）。
 - ⑮ 飯沼賢司「戦国期の都市「甲府」甲府市史研究二、一九八五、数野雅彦「中世城下町甲府の立地と都市プラン」帝京大学山梨文化財研究所研究報告三、一九九〇。蹕躅ヶ崎館に移転以前の守護所については、数野雅彦「甲斐における守護所の変遷」（前掲注⑩）がある。
 - ⑯ 古賀信幸「守護大名大内（多々良）氏の居館跡と城下山口」（前掲注⑩）。
 - ⑰ 前川「中世環濠集落と惣構え——考古学から見た中世後期集落の類型と変遷——日本史研究四二〇、一九九七、「中世村落と都市——地域社会における集村化と都市の成立——」考古学研究四五—二、一九九八、「考古学から見た戦国期城下町の原型」歴史地理学四—一、一九九九。
 - ⑱ 「山口古図」（山口県文書館蔵）の原図の作成年代は慶長以降の藩政期であって、山口市街図に大内氏の遺構を詳細に記入したものとされる。作成は同一時期に行われたものではなく、後世の加筆もある。
- との指摘もある（石川卓美「山口古図」解説「山口古図」マツノ書店復刻版一九七五）。
- ⑲ 山口県文書館編「防長風土注進案」十二山口宰判上・十三山口宰判下山口県立山口図書館一九六一。以下「注進案」と略す。
 - ⑳ 山口県文書館編「防長寺社由來」第三卷山口県文書館一九八三。
 - ㉑ 山口の都市形成の様子に関しては、特に「陰徳太平記」巻十九（米原正義校注「陰徳太平記」二東洋書院一九八二）の「山口荒廃之事」の記述がしばしば引用される。
 - ㉒ 野村「戦国時代に於ける山口の發達」社会経済史学八一、一九三八。
 - ㉓ 前掲注⑩。
 - ㉔ 百田「十五世紀後半の周防守護所——二つの会席・二つの郭をめぐって——」山口県史研究三、一九九五。
 - ㉕ 乾「戦国期山口城下における城館と屋敷神——周防国守護所別邸「築山」について——」山口県地方史研究七四、一九九五。
 - ㉖ 本稿においては、佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編「中世法制史料集三武家法Ⅰ」（岩波書店一九六五）に所収された「大内氏掟書」を使用した。以下本稿では、「掟書」と略し、史料番号は刊本に準じる。また、史料の解説に際し、岩崎俊彦「大内氏壁書を読む——掟書による中世社会の探求——」（大内文化探訪会一九九七）も参考とした。
 - ㉗ 高峯太神宮勧請を契機に、武士居館の屋敷神の分祠が高峯山麓へと集中的に行われたことに着目し、守護所・居館・氏寺で構成された城館群が高峯山麓に移動するという「城下町プランの変化」の可能性が指摘されている。
 - ㉘ 本稿で使用した同時代史料は、「山口県史料 中世編上」（山口県文

書館編一九七九)、『山口県史 史料編 中世Ⅰ』(山口県編一九九六)、『注進案』(前掲注⑩)、『萩藩閥閥録』二・四卷(山口県文書館編一九六八、一九七二)に多く所収される。他にも、『掟書』(前掲注⑫)

や『永上山興隆寺文書』(防長史学一―五号、一九三〇―一九三三)の中世史料も使用した。以下、『県史料』、『県史』、『閥』、『興』と略す。

二 諸施設の分布と変遷

本章においては、寺社・屋敷・城の所在地を可能な限り同時代史料を根拠に比定し^①(表1)、同時にそれを図示することにした。都市領主である大内氏の動向を空間構造転換の指標と仮定して、第Ⅰ―Ⅴ期に時期区分して地図化した(図1-5)。また、山口周辺の城・館・大内氏関連寺社を比定して(表2)、図6に地図化した。

1 第Ⅰ期 大内弘世の山口移転以前

大内氏(多々良氏)は平安末期から鎌倉期にかけて、周防国衙の在庁機構内でその勢力を拡大し、広大な所領と在庁国衙領の所職進止権を有する最有力在庁官人となった。御家人化した在地領主層は、周防国衙領に対する国衙補任の地頭による侵略という状況下で、当時の在庁で卓越した地位を持つ大内氏の配下に入り、大内氏の勢力はますます強大化する。^②

十四世紀半ばの大内弘世は、実質的に周防・長門両国の守護職を得ることで、国内の他勢力の支配を完了した。そして延文五(一二六〇)年頃、弘世は館を現山口市南東の大内から現山口市街中心部へと移転させた。^{③④}

当該期の山口周辺には、京都祇園社領の朝倉庄、国衙領の湯田保や吉木保、地頭平子氏の所領化の進行した仁保庄・恒富保の他、東大寺領荘園として立券されたが鎌倉後期以降大内氏の私領化が進行した宮野荘、大内氏の知行所領の大内村や宇野令などの荘園が展開していた(図6)。現山口中心部付近には、大内氏の氏寺である興隆寺(図6・■2)領の宇野秋弘名や、大内氏の創建した乗福寺(図6・■3)領の讃井原の存在が確認される。これらの位置から、現山口中心部周

表1 寺社・屋敷の存在時期・位置と比定の根拠

第I期

神社

No	名称	存在が確認または推定される時期/位置比定/寺院の宗派 (～は移転や改宗を、[] 内は発掘成果や本稿の推定を示す)
a	仁壁神社（三宮）	延喜式神名帳に記載/注：今の地より20餘町の東北、寺：宮の前～注：長治元（1104）年移転/現存
b	道祖神社	寺：琳聖太子創建/近世存在
c	北野天神	寺：菅原道真太宰府下向時頃創建、注：大内弘世勸請/寺注：北野小路、証：今市善昌寺と極楽寺の間、小字：北野小路～注：移転時期不明/注：古熊御石の森、寺証：長者山の麓～注：移転時期不明/現存
d	今八幡宮	注寺：貞観元（859）年創建/注：朝倉八幡宮地、寺：糸米～注寺：大内政弘移転～掟35-39：文明10（1478）4・15初見～興「今八幡宮遷宮注文案」：文亀3（1503）3・6大内政弘社殿造営/現存
e	朝倉八幡宮（朝倉郷八幡宮）	注：貞観元（859）年創建、寺：同18（876）年創建～注古：永和3（1359）4・15の銘のある獅子残る/現存

寺院

1	神光寺（神宮寺）	寺：建久年間（1190-99）創建/現存/寺：真言宗～注古：大永6（1526）11・20神光寺宛文書初見
2	安養寺（善福寺）	注寺：正応元（1288）年大内重弘建立/注古「善福寺敷地同寺領等注文」応永16（1409）2・27の院内四至：東限小門前 西限後河原 南限惣門前 北限横道、注古年不詳8・10（大内持世花押あり）：安養寺 ^{今八幡} 道場。寺：築山の後、注：今八幡後面の地道場山/寺：時宗～「善福寺に由来する地名「道場」の初見は1532年であることから第Ⅲ期には小字「道場」へ移転か」/近世存在
3	常昌寺	注：大内弘盛建立/注：天花村、文久3（1863）年「山口町村図」には三宮西南の石州街道南に記載あり/近世：禅宗
4	西方寺	注寺：弘長元（1261）年創建/注：古熊飯山北麓、現存善生寺/注寺：浄土宗～注古：天文3（1534）2・6初見
5	円政寺	山口圓政寺天神宮金鼓銘：建長6（1254）5が初見/小字：円政寺～大：天文19（1551）年初見
6	満福寺	寺：推古天皇5（597）年創建/現存/近世：曹洞宗～本尊黒地蔵の頭部内に天文19（1551）3・9の大内義隆の銘文あり
7	永興寺（永福寺）	注：大内弘幸創建、寺：正応年間（1288-93）創建/注：白石（小字：影迎）、近世存在/風：臨済宗～掟100：文明18（1486）9・4初見【創建時に白石にあった場合の古熊への移転年は不明】
8	平進寺（長山薬師堂）	寺：長久元（1040）年創建/近世存在/寺：天台宗～注古：文明2（1470）年の裏書のある額が初見～寺：天正18（1590）年真言宗に改宗
9	常進寺	注：観応元（1350）年足利尊氏創建/現存常妙寺/寺：真言宗～寺：天正年間（1573-92）法華宗に改宗
10	本國寺	注：大内弘世開基、風：文和年中（1352-56）創建/現存/寺：法華宗～日：1587年に法華宗徒の寺院、教会の正面に本國寺という記載が初見
11	瑞雲寺（竜福寺）	注：建永元（1206）年大内満盛創建/同左：白石/注寺：臨済宗～注寺：享徳3（1454）年大内教弘再興/風：白石/注：曹洞宗～大：天文19（1551）年初見～注寺：弘治3（1557）年毛利隆元移転/現存
12	普門寺	注：建武年中（1336-38）大内弘直開基、推古天皇19（611）年創建とも伝承/現存/近世：臨済宗～御：永正17（1520）潤6初見
13	地藏堂（板堂）	注：大内弘幸建立/同左：茶臼山～注：大内義弘移転/同左：小鯖禪昌寺の近辺～注：大内政弘移転/同左：一ノ坂（板堂）～注：明暦2（1656）年/同左：上堅小路
14	龍泉寺（立専寺）	注：大同元（806）年創建、寺：大内十七代竜雲院殿建立/現存/注寺：真

15	医王寺	晋宗～天正10（1582）年真宗に改宗 寺：推古天皇17（609）年創建/注寺：姫山の麓～〔古図に記載があることより第Ⅱ期より鰐石に移転か〕/近世存在/近世：浄土宗
----	-----	--

第Ⅱ期

神社

f	祇園社	注：応安3（1370）年大内弘世勸請～注寺：長祿3（1460）年大内教弘移転/風：向水上、注：香積寺門前、小字：厄神～御：永正16（1519）11・9/御：堅少路上から高峯東麓へ大内義興移転、近世存在
g	巖島社	寺：応永14（1407）年大内盛見勸請/注古「國清寺院内勝示」応永14（1407）10・13：〔國清寺の〕南限自河原巖島前本道、小字：巖島、近世存在

寺院

16	廣徳院	注：大内盛見女開基/注：長谷のあたり、発掘：初瀬遺跡～正任記：文明10（1478）10・1初見～大：天文20（1552）年義隆妾が避難、根：弘治2（1556）年大内義長が避難
17	初瀬観音堂（初瀬寺・生福寺）	寺：大内政弘創建/寺：江良の奥山の嶺、注：江良村の奥元初瀬～注：永祿12（1569）年移転/現存
18	雲谷庵	竹：寛正5（1464）年に初見～注：文明元（1469）年/注：天花山下
19	猷珠院	注寺：寛正元（1460）年大内教弘創建/現存俊庵寺/近世：曹洞宗
20	香積寺	注古「國清寺院内勝示」応永14（1407）10・13：北限香積寺塔頭與當寺中間が初見、注：文明3（1471）年大内義弘創建～注：慶長9（1604）年解体/現存瑠璃光寺、小字：香山上/近世：臨済宗
21	國清寺	注古応永11（1404）2・11：大内盛見創建/注古「國清寺院内勝示」応永14（1407）10・13：東限河原 西限石塔谷 南限自河原巖嶋前本道 北限香積寺塔頭與當寺中間、現存洞春寺/寺：臨済宗～注古：応永7（1400）8・1初見
22	観音寺（勝音寺）	注古：応永16（1409）7・12初見～注寺：永享2（1430）年大内持盛創建/小字：観音、近世大通院存在/近世：臨済宗～御：永正17（1520）潤6/高峯太神宮北に勝音寺山
23	法泉寺	南朝編年紀略：応永7（1400）2月存在/小字：奥法泉寺/風：臨済宗～大・根：弘治3（1557）年陶氏の乱の戦場
24	保寿寺（保寿院）	保存：大内弘世の子開基/同左：滝/同左：臨済宗～大：天文19（1551）年初見
25	廣澤寺	注寺：大内教幸開基〔文明元（1469）年以前に創建〕/近世存在/近世：曹洞宗～注古：文明17（1485）2・9初見
26	曼陀羅寺（西久寺）	寺：享徳年中（1452-55）創建/注：松の木丁の後面、寺：端坊の後通/寺：浄土宗と律宗～注：慶長年中（1596-1615）移転/同左：今市/近世：浄土宗
27	深田寺	注：大内弘世息女開山/近世存在/近世：天台宗
28	甘露院	寺：文明年中（1469-87）には存在/近世存在/近世：真言宗

屋敷

あ	大内氏館	陰徳太平記：大内弘世が建設、竹：寛正5（1464）年「太守衙内」が初見/発掘：大内氏館跡〔遺物・遺構は15世紀中期以降で確認〕、古図：大殷御殿
い	築山館	掟2-8：長祿3（1459）5・22に大内教弘を「築山殿」とする〔大内教弘が建造か〕～初編老葉2047：（1480年か）「大内京兆、筑山にて」が初見/発掘：築山跡、古図：大内御殿、小字：築山

守護城下山口の形態と構造（山村）

第Ⅲ期

神社

h	築山社	掟106：文明19（1487）3・晦日/同左：[築山屋形内]
i	諏訪大明神・辨才天	御：永正16（1519）6・26以前/同左：豎少路今御新殿御屋敷鎮守～同左：永正16（1519）6・26大内義興移転/同左：高峯太神宮敷地
j	熊野三所権現	注：往古は古熊～注寺：永正17（1520）年大内義興移転/同左：高峯太神宮敷地
k	貴船大明神	御：永正16（1519）6・26以前/同左：今少路殿御庭～同左：永正16（1519）6・26大内義興移転/同左：高峯太神宮敷地

寺院

29	正因庵	御：永正17（1520）潤6/同左：國清寺門前
30	正法院	御：永正15（1518）年初見/同左：高峯麓、小字：正法院
31	観音堂	御：永正15（1518）年以前/同左：高峯太神宮の西に元観音堂舊跡
32	観音堂	御：永正15（1518）年/同左：高峯太神宮の南の小山に今観音堂再興する
33	九品寺	寺：永正年中（1504-21）存在、注：天文年中（1532-55）創建/注：古熊、寺：馬場殿小路の川向/寺：浄土宗
34	浄門寺（常聞寺）	風：大内政弘開基/風：長山[小字：長山]、寺：鳥越村～注：移転年月日不明/現存法界寺/近世：浄土宗
35	妙泉寺	寺：延徳元（1489）年創建/近世存在/寺：法華宗
36	慈観堂（長寿寺）	注風：創建年月日不明慈観堂あり～風：大永2（1522）年、注：天文年間（1532-55）大内義興長寿寺創建/現存/近世：浄土宗

屋敷

う	杉弘照	掟46-47、80-81：文明13（1481）3・5、文明17（1485）11①③/古図：杉氏
え	飯田貞家	掟46-47、77、80-81、85：文明13（1481）3・5、文明17（1485）11①③/近世：飯田町
お	安富房行	興103：文明16（1484）7・20、掟122：（文明19（1487）4・20）④/興103：宇野令後田新立小路西之通
か	嶋田行泰	興104：文明17（1485）9・14/同左：後田安富掃部助[房行]宅所前
き	飯田護家	掟78：文明17（1485）11②/近世：飯田町
く	相良正任	掟77：文明17（1485）11①/小字：相良、近世：相良小路、古図：相良氏
け	杉武道	掟122：（文明19（1487）4・20）④、興207：（年不詳）4・28/興207：端山田村
こ	杉弘固	興107、108：延徳2（1490）閏8・5/同左：秋廣名内田地
さ	安富弘員	興109：延徳2（1490）11・4/同左：長山前秋廣名之内
し	杉弘依	興114：明応5（1496）3・4/同左：端山田杉新左衛門尉[弘固]宅所並
す	杉武明	掟77・122：文明17（1485）11、（文明19（1487）4・20）①④、興115：明応8（1499）9・15/興115：秋廣名内畠地
	御郷弘周	興115：明応8（1499）9・15/同左：元杉平左衛門尉武明居住跡内阿川治部丞申給屋敷西ノヨリ
	阿川治部丞	興115：明応8（1499）9・15/同左：[秋廣名内御郷弘周宅の東]
	阿川國康	興117：明応9（1500）3・15/同左：杉平左衛門尉武明跡大之地 御郷弘周申請地西
	森盛治	興132：永正2（1505）6・13/同左：後田元杉平左衛門尉武明居住跡内
	伊佐元綱	興133：永正2（1505）8・29/同左：後田元杉平左衛門尉跡内
せ	波多野日向守	興207：（年不詳）4・28[杉武道の書状であることから第Ⅲ期と推定]/同左：端山田村

第Ⅳ期

神社

1	高嶺太神宮	御：永正17（1520）潤6大内義興造営/現存
---	-------	-------------------------

m	山王権現	注：永正18（1521）年大内義興造営/同左：高峯太神宮敷地
n	祇園社御旅所	御：永正17（1520）6・7/同左：今道、現存
o	春日神社	大：天文年間（1532-55）義隆創建/文久3（1863）年「山口町村図」には春日山の東に記載あり
p	多賀神社	注：仲哀天皇2年創建/注：御摘の森～大：天文年間（1532-55）義隆勧請/近世存在
q	荒神堂	注古「圓通寺末山付立」：天文19（1551）4・5/近世絵図「山口町社寺絵図」に記載あり

寺院

37	真如寺	大：天文18（1550）年初見/現存妙喜寺/大：浄土宗
38	大蔵院	毛：天文6（1537）12・1山口御宿大蔵院/注：香積寺北に大蔵屋敷、小字：大蔵
39	求聞持堂	大：大内義隆創建/風：滝求聞持谷
40	浄泉寺	注古「圓通寺末山付立」：天文19（1551）4・5/同左：山口市、近世存在/寺：浄土宗
41	圓通寺	注：大永年中（1521-28）大内氏開基、寺：大永元（1521）年創建/注：古熊村上之山際、寺：永福寺近所～注古「圓通寺末山付立」：天文19（1551）4・5初見
42	玉蔵院	中：享祿5（1532）年/同左：うしろかひら
43	正福寺	寺：天文年中（1532-55）年創建/現存/近世：真宗
44	浄光寺	元：天文18（1550）2・16御宿浄光寺/注：鰐石
45	覚雄寺（覚皇寺）	大：天文19（1551）年初見/小字：角香寺～大：陶氏の乱時の戦場
46	端坊	寺：天文年中（1532-55）創建/現存/近世：真宗～注古：慶長6（1601）年初見

屋敷

そ	相良武任	大：天文19（1551）9・15武任が館、天文20（1552）8・29山口中乱妨ノ其初二ハ相良ガ家ヲ打破リ/小字：相良、近世：相良小路、古図：相良氏
た	若江大郎左衛門＊	中：享祿5（1532）年/同左：うしろかひら、字：西後河原・東後河原
ち	知阿ミ＊	中：享祿5（1532）年/同左：たてこうち、字：上堅小路・下堅小路
つ	七郎左衛門＊	中：享祿5（1532）年/同左：たうちやう、字：道場・道場門前

第Ⅴ期

寺院

47	住院・学院（大道寺）	耶：天文20（1552）年住所一軒と会堂一軒～ボ：天文21（1553）年大道寺の記載あり/風：兵營の中～耶：1555年住院建設～耶：1556年会堂住院焼失～日：1556年教会と司祭館建設～日：1587年教会の正面に本園寺、学院・修練院あり【大道寺他の建造物が同一場所に立地したか不明】
48	東泉寺（洞泉寺）	寺：天文20（1552）年創建/近世存在/寺：曹洞宗
49	靈光院	寺：永祿年中（1558-70）建立/風：現毛利家の墓地/近世：禪宗～寺古：永祿11（1568）9・23が初見
50	元種庵（光嚴庵）	注：天正3（1575）年以前光嚴庵/注：真言宗～注：天正3（1575）年建立/近世存在/近世：曹洞宗
51	正善寺	寺風：慶長元（1596）年創建/現存/近世：真宗
52	大乗坊	注：久保小路浄門寺の裏門のうち/注：真言宗～注：慶長19（1614）年には廃絶

屋敷

て	原憲盛	関36：天文24（1555）10・13、弘治3（1557）4・2/同左：立賣棚兩所貳間半・立賣棚屋舗二間、字：太刀賣
---	-----	--

と	杉氏	根：弘治2（1556）3・2/同左：後河原杉殿館、字：西後河原・東後河原、古図：杉氏
な	栗林壽印★	注古：永禄7（1564）4・7、（年不詳）4・19/同左：中市東西面五間・同所面二間之中・立小路油免面五間之中・今市國町面五間・ははとの小路油免面三間・合物小路、字：中市・竪小路・今市・馬場殿小路・相物小路
にぬ	道場神四郎＊ 篠原種秀	中：永禄7（1564）年/[名前より小字道場又は道場門前か] 閏150：永禄8（1565）2・19/同左：道祖本町・圓政寺町、小字：道祖、円政寺
ね	張忠・張思朝＊	注古：永禄8（1565）9・8、9・14/同左：大町
のは	伊当治＊ 原武信	中：元亀元（1570）年/同左：道場のまへ、字：道場門前・道場 閏36：永禄13（1570）3・2、天正5（1577）5・10/馬場殿小路之内面拾間入拾七間 二所合號松木、馬場殿小路面十間入廿間但二所合、字：馬場殿小路・松ノ木
ひ	内海孫右衛門★	閏164：天正12（1584）9・18/同左：晦日市之内屋敷一所面五間、道場門前屋敷一所面拾壹間、字：道場門前、米屋市 [注進案等では晦日市＝米屋町と考察]
ふ	深野又五郎＊	中：天正14（1586）年/古図：深野氏
へ	佐藤長阿彌＊	注古：文禄4（1595）1・19/同左：奥小路、近世：奥小路
ほ	城戸次郎兵衛＊	閏164：慶長11（1606）6・26/同左：晦日市・今市、字：米屋市・今市
ま	横屋彌右衛門★	閏164：慶長11（1606）6・26/同左：大市、字：大市
み	小泉屋又左衛門★	閏164：慶長11（1606）6・26/同左：大市、字：大市
む	長谷川恵休★	注古：慶長6（1601）8・19、同7（1602）5・24、同11（1606）6・26/町屋職表拾間、町屋敷拾二間、大市之内屋敷貳ヶ所、字：大市
め	横屋彌次郎★	注古：（年不詳）11・5/同左：大市に屋敷面貳間入三拾壹間、他に屋敷面壹間半入三拾壹間もあり、字：大市
も	川瀬善五郎＊	注古：慶長11（1606）6・26/大市之内屋敷壹ヶ所、字：大市

○屋敷の名称欄の＊は身分不明、★は商工業者である可能性が高いことを示す。

○①は奉行人として毎朝出仕することを規定される、②は奉行所から毎朝言上披露する御使に任命される、③は毎月三度奉行人宅所にて輪番に会合を開くことを規定される、またはその会合のメンバーに指定される、④は夜中路頭往來禁制の夜廻りの責任者に規定されるという内容を示す。これらの規定を遂行するためには、山口市中に屋敷を有していた可能性が高いと判断した。

○屋敷Noすは、複数の屋敷ではあるが、同一の土地内を指すので、一つの数字・マークで示す。

○屋敷欄の後田・（宇野）秋広（名）・端山田・新立小路といった地名の比定は、本文第三章2節を参照。

○寺院の宗派は同時代史料からは不明なものが多いため、近世の宗派を中世の宗派と同一である可能性が高いとみなした。

○略称の史料名及び出典は以下の通りである（本表中の史料略称に付した数字は刊本の文書番号または章節である。本文一章注⑩～⑫②③と二章注①に既出の刊本は省略する）。

注：防長風土注進案、寺：防長寺社由来、注古：注進案所収古文書、寺古：寺社由来所収古文書、風：山口県風土誌、証：寺社証文（『萩藩閩閩録』4巻）、掟：大内氏掟書、興：永上山興隆寺文書、日：フロイス日本史（『県史』『県史料』）、御：高嶺太神宮御鎮坐伝記（『注進案』13、18-22、54頁）、正任記（『県史』）、大：大内義隆記（『県史料』）、根：大内様御家根本記（『県史料』）、初編老業（『貴重古典籍叢刊2宗祇句集』「老業（吉川本）」角川書店1977）、耶：耶穌会士日本通信（『県史』）、ボ：ポルトガル外務省所蔵文書、毛：毛利隆元山口滞留日記（『県史』）、元：元就公山口御下向之節褒応次第（『県史』）、中：中国九州御職帳（『県史』）、閩：萩藩閩閩録、竹：竹居西遊記（上村観光編『五山文学全集 詩文部3』葦葉房1908）、近世：注進案に記載される近世期の事柄、保存：山口市教育委員会『史跡大内氏遺跡 保存管理計画策定報告書』1981、古図：『山口古図』、近世存在：『吉敷郡山口宰判字野令村地下図』（享保13年作成）他、山口県文書館所蔵の近世絵図に記載あり。

○小字の位置及び小字名に関しては、山口市教育委員会『山口市内遺跡詳細分布調査』吉敷・湯田地区（一九九七）、宮野地区（一九九六）、大内地区（一九九四）に掲載された「調査成果図」を参考とした。旧山口町の小字に関しては、山口市教育委員会文化課の柴田京子氏の教示を得た。

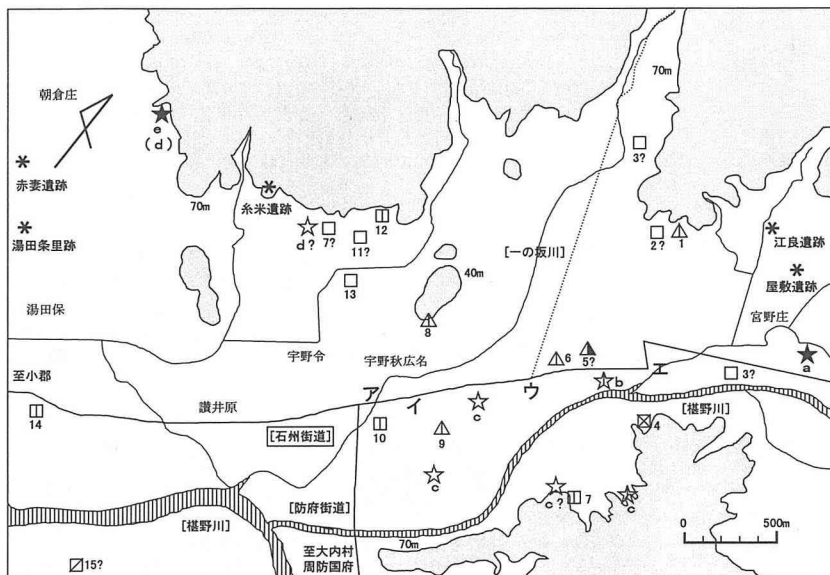


図1 寺社・屋敷の分布 第I期

*は本文で言及のある遺跡の位置を示す。

辺には、大内氏や関連寺院の所領が広く展開していたと考えられる。

それでは、当該期の集落形態はどのようなものであったのだろうか。まず、山口盆地で中世の集落が推定される遺構・遺物の確認された赤妻・下東・木崎・屋敷・江良・桜畠・庵河内・宮の前遺跡、古墳群の上部に中世の遺物が確認された糸米遺跡が、耕作地の広がる低地帯をのぞんだ北部山際の扇状地にあたることが注目される(図6)。これらの多くでは、中世以前より水田経営に関連した集落が形成されたと考えられている。ここから、中世集落の立地場所の一つとして、前面に水田をのぞむ北部山際の微高地上が考えられよう。一方、山口中心部付近では、北部山際に寺社が点在する(図1)。これらのことから、寺社の点在する山口の北部山際微高地上には、水田耕作に関連する集落が存在した可能性がある。また、図1からは、石州街道沿いのアーエ間に寺社が点在したと思われる、その周囲にも集落の存在を推測したい。

一方、山口の近辺には、大内氏を含めた在地土豪の館(■3、凸3・4・7・8)が存在し、当該期の山城(凸

凡 例

神社・寺院

	神社	大内氏 創建寺院	鎌倉新仏 教系寺院	その他の 寺院・教会
存在を同時代資料で確認。位置を同時代史料から確定可、または発掘で確認、または近世末期以降まで存在。	★	■	◻	▲
存在を同時代資料で確認。位置を後世史料の比定、または小字地名から推定可。	☆	◻	◻	▲
存在を後世史料の比定から推定。位置を近世絵図や現存地点から確定可。	☆	◻	⊠	▲
存在を後世史料の比定から推定。位置を後世史料の比定、または小字名から推定可。	☆	◻	◻	▲

屋敷

	武士	商工業者	身分不明
同時代史料から存在が確認でき、位置の確定可	●	◐	◎
同時代史料で存在が推定され、後世史料や小字地名から位置を推定可	○	◐	◎

位置に関しては、建造物や狭い範囲（面積の狭い小字も含む）を基準とした位置表示の場合は「確定可」とした。後世史料による同様の位置表示の場合は「推定可」とした。これに対し、地区名、広い面積の小字名、道路名のみによる位置の記述の場合は、位置の特定は不可能であり、数字の隣に？を付した。存在時期に関しては、神社・寺院は特に明記されない以外、創建後も存在し続けたとみなしたが、屋敷は、同時代史料に登場する時期をもって、確実に存在しているとみなした。結果、確実に存在したと思われる建造物は、特に第Ⅰ・Ⅱ期は少なく、図表全体の数十パーセントしかないが、確実にあるまいなものを加えた全体の分布の傾向に、本文中で同時代史料を補助的に用いることで、空間構造の傾向を把握することは可能であると思われる。また、基本的に同時代史料に記載のある地名・道路名を用いたが、[]内は本稿の説明で使用するための便宜的な名称である。□内は、本文中で言及の多い地名・道路名である。実線は、当該期に機能していたと推定される道筋であり、点線は当該期の存在が推測される道筋である。なお、明治32年測図の二万分の一地形図をベースマップに使用した。

1・2・5・6）は各在地土豪の詰めの城として、要害機能を有していた可能性がある（図6）。

2 第Ⅱ期 大内政弘の
山口在住まで

十四世紀中期以降、大内氏は中央政治との関係を深め、義弘期には七カ国の守護職を得るが、応永の乱により一時失脚した。しかし、対明・対朝鮮貿易を通じて経済力を蓄え、同時に荘園的体制を瓦解させた地頭・御家人を支配して分国経営に乗り出し、徐々に守護大名として強大な権力を握っていく。そして大内政弘は文明九（一四七七）年以降、山口に在住するようにな

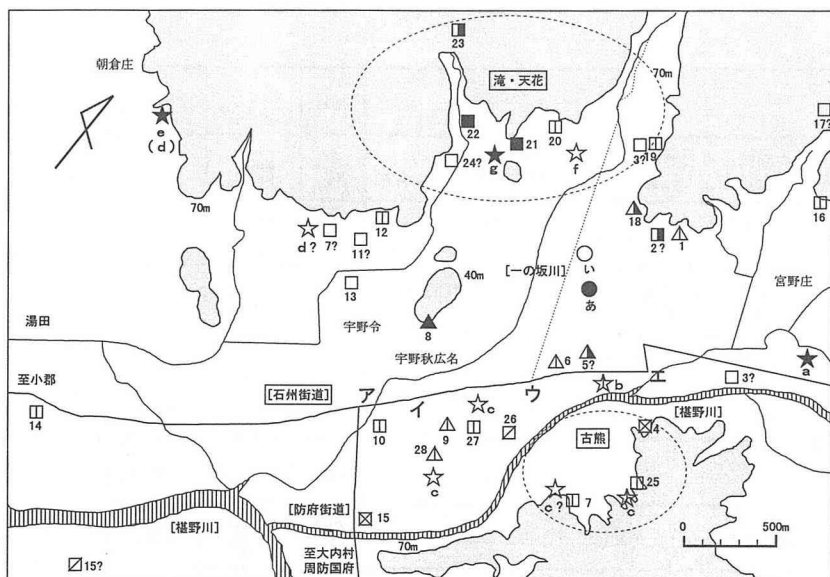


図2 寺社・屋敷の分布 第Ⅱ期

る。

図2から、第Ⅰ期に比べて、当該期には寺社の数が増加するものの、全体としての密度は低いことが分かる。まず、滝・天花及び古熊といった山際地区に、当該期になって寺社の集中が見られる。中でも、大内氏創建の寺院が多く、創建後の関連も深いことが特徴である。例えば國清寺(■21)は、「天下泰平」及び「家門繁榮武運長久」の為大内盛見が建立した寺院で、大内家や被官が代々興行するべきとされた。

寺社は石州街道周辺にも複数分布する。ウ地点以東では、Ⅰ期より存在した寺社が石州街道沿いに立地するのに対し、アーウ間では、石州街道に直接面さず、その南側にやや離れて分布することに留意したい。

3 第Ⅲ期 大内義興による高嶺太神宮勧請まで

応仁の乱後山口に在住し始めた大内政弘は、本格的な都市建設を進めたとされる。当該期に発布された『掟書』に記載される、御家人の役職に関する記述の多くが、業務内容や出勤内容等の規定であることから、大内氏は、行政機構の新設

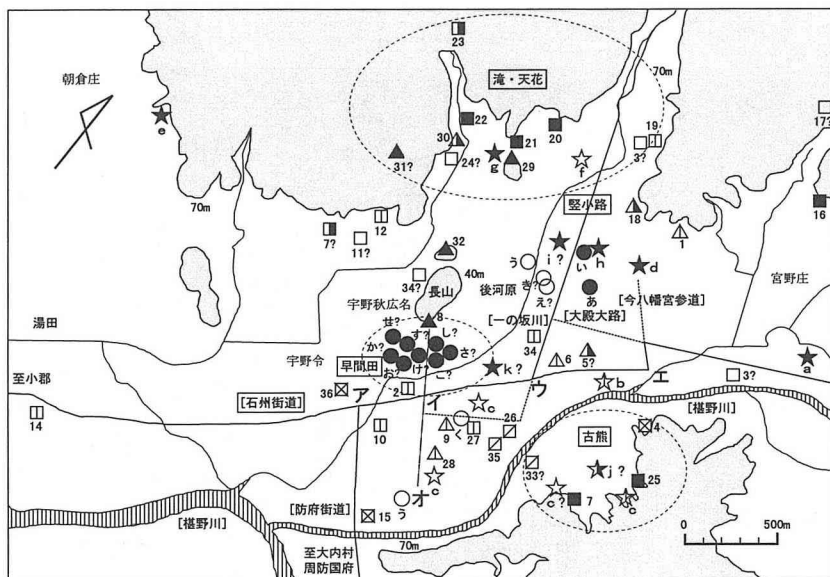


図3 寺社・屋敷の分布 第Ⅲ期

や既存の職務の明文化を進め、分国内の最高権力としてより統制力を持つ組織へと行政機関を改変していく段階にあったといえよう。大内氏館の発掘調査からは、政弘期に、館の構造が溝と堀による囲繞から、空堀と築地による囲郭に変化し、館が東へ拡大することが判明し、大規模な館の強化が行われたと指摘されている^⑩。永正十七（一五二〇）年には、大内義興により高嶺太神宮の建設という一大事業が行われる。

図3からは、まず、滝・天花及び古熊における大内氏関連寺院の集中が、引き続き見られる。特に、大内当主の菩提寺である永興寺（■7）・國清寺（■21）・香積寺（■20）に対し、当主の命日に家臣の出仕が義務づけられていることから、これら寺院に対する大内氏の保護と家臣統制のための施設としての利用が考えられ、大内氏による寺院の集中配置が想定される。また、堅小路や石州街道周辺にも、寺社が漸増する。石州街道沿い一ウ間には、第Ⅱ期と同様に、石州街道からやや離れて寺社が新設されるが、特に石州街道一ウの一本南の東西街路周辺に多い。

屋敷の分布を検討すると、早間田周辺に複数の武士邸が集団化していることを指摘できる。しかし、大内氏館周辺の後

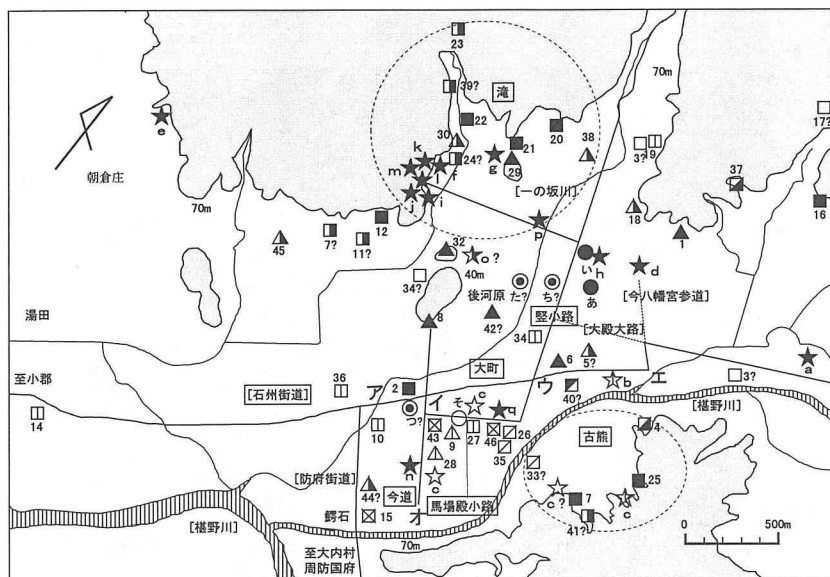


図4 寺社・屋敷の分布 第Ⅳ期

河原や、石州街道近辺にも武士邸が点在していることを考えると、これは必ずしも明確に区画された単一の武家屋敷地区の存在を示すものではないと思われる。

山口周辺を見ると、第Ⅲ期より存在すると思われる凌雲寺（図6■4）には、惣門と称される台地上を東西に横切る長い石垣遺構が存在しており、城と同様の軍事機能を有していた可能性が想定できる。凌雲寺は大内義興の菩提寺であり、大内氏による軍事施設の設置が考えられる。

4 第Ⅳ期 陶氏の乱まで

第Ⅳ期は大内義興・義隆が当主の時代である。山口には京に比するほどの文化が栄え、戸数は一万戸ともいわれ、都市山口の最盛期とされる。しかし、天文二十（一五五二）年の陶氏の乱により、大内氏が都市領主である時代は終わりを告げる。

第Ⅳ期の滝・天花には、大内氏関連の寺社が密集し、依然大内氏と深い関係があった。^{②③} 大内氏によって高嶺太神宮（★1）周辺に神社が新設されるが、これは第Ⅱ・Ⅲ期の滝への大内氏関連寺社の集中傾向が継続されたものとみなすことができる。それに対し、古熊にも寺社が集中するが、大内氏関

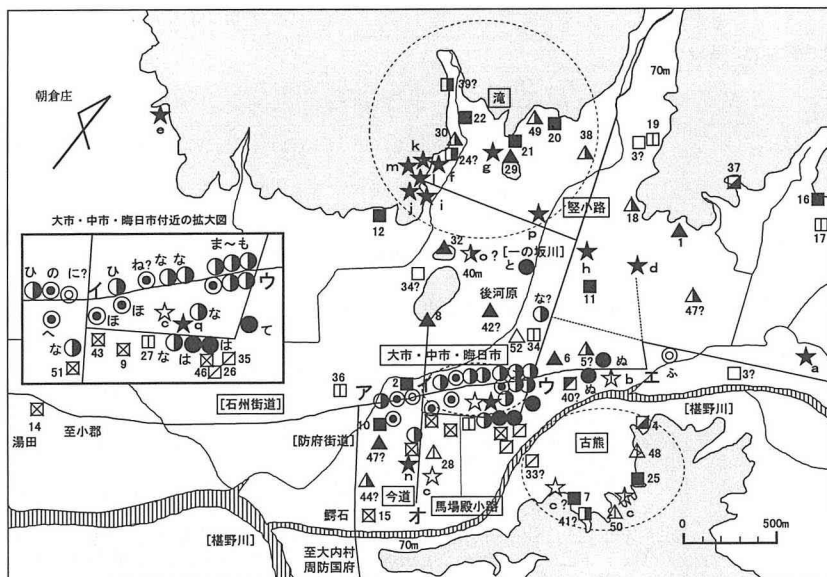


図5 寺社・屋敷の分布 第V期

連寺院に限定されない。寺院は、石州街道南側にも集中するが、特に石州街道の一本南の馬場殿小路と、今道へ至る南北道（イオ）沿いに増え、宗派は鎌倉新仏教系が比較的多い。屋敷は数個しか確認されず、立地の傾向は明らかでないが、いずれも石州街道や豎小路といった街道周辺に立地する。

城は、山口中心部に近接した山上に見られる（図6凸9・10・11）。独立した丘状の高地に立地するものもある（凸10）。これらの要害は、第V期初期における数度の戦乱の中で利用され、第V期には山口防衛ラインとして機能していたと思われる。

5 第V期 毛利氏の萩移封まで

陶隆房の謀反、弘治三（一五五六）年における内藤氏による杉氏襲撃、永禄十二（一五六九）年における大内輝弘による高峯城攻撃という三度の兵火により、山口は甚大な損害を被った。しかし、再三の戦乱に都市の発達を阻害されたとは言え、急速に復興は進み、都市として見るべきものがあつたとの指摘もある。新たな山口の支配者となった毛利氏も町の復興を進めるが、慶長九（一六〇四）年の毛利氏の萩移封以降は萩藩における一地方都市に留まり、大内時代とは比にな

表2 山口周辺の館・城・大内氏関連寺社の存在時期・位置と比定の根拠

大内氏関連の寺社

No	名称	存在が確認または推定される時期/位置比定/寺院の宗派 (～は移転や改宗を、[] 内は発掘成果や本稿の推定を示す)
1	妙見社	注：大内重村勧請/発掘：妙見社上宮跡【調査地点に創建時から存在】～興5：正平9（1354）1・18初見
2	興隆寺	注寺：推古天皇御宇創建/発掘：興隆寺跡遺跡、小字：西宝乗坊・東宝乗坊・円光坊・谷ノ坊/興：天台宗～興1：弘安5（1282）6・23が初見
3	乗福寺	注寺：大内重弘開基、風：正和元（1312）年創建/小字：寺下/臨済宗～寺古：建武3（1336）4・2後醍醐天皇綸旨が初見～風：毛利輝元移転/注：正寿院（現存乗福寺）の地
4	凌雲寺	掟（本多本）100：文明18（1486）9・4が初見/遺構（石垣・宝篋印塔）あり

城・館

No	名称	存在が推測される時期と根拠/存在が推測される位置の根拠/ 推測される築城者（[] は本稿の推定）
1	七尾山城	保存：大内弘世の厚東氏に対する城または弘世以前の城/遺構：石垣・堀切ほか/注・地：江良氏の居城、風：大内氏の陣営
2	古城ヶ岳	注：大内このころの城柵/遺物：石垣・犬走り・堀切ほか/中国：山口氏が弘世に滅ぼされる、注：山口氏の属城、防長：大内弘世築城
3	良君城	注：矢田太郎弘家（大内氏）の居館/発掘：良君城跡【近世の遺構を多く確認・遺跡近くの光門寺に弘家の墓と伝承される宝篋印塔】、小字：良君城/注：大内氏
4	平子氏館跡	注：仁保家（平子氏）先祖の旧跡、地：堀の内には三浦平子重経屋敷と堀あり・殿河内には重経下向時の住居あり【平子重経は建久8（1197）年に仁保庄と恒富保の地頭職に補される】/発掘：土井遺跡【堀を伴う館跡】、地名：土井河内/注・地：平子氏
5	白水山城	防長：平子氏の城【No 4 と同時期か】/遺構：堀切/風・防長：仁保氏（平子氏）
6	すいし山城	防長：平子氏の城【No 4 と同時期か】/遺構：犬走りほか/風・防長：仁保氏（平子氏）
7	深野氏館跡	注・地：平子重綱・重頼・重茂らの館跡【平子氏庶流の深野郷地頭】/遺物：土師器・須恵器・陶磁器ほか、地名：殿河内/注・地：平子氏
8	間田氏館跡	注：間田氏の居城、防長：間田氏の一時の城【大内弘盛の弟長房が間田氏】/注：間田氏
9	高嶺城	根・中国：弘治3（1557）年普請、新：同年3・10初見/遺物：石垣・平地・井戸ほか/根・中国：大友義長～毛利氏四代実録考証：元和元（1615）閏6・13破却令
10	障子ヶ岳	注：大内政弘城番おく～風：弘治3（1557）年大内義長の残党立て籠もる/遺物（平地・堀切）あり
11	姫山城	新：弘治3（1557）3・10初見/遺構：頂上に土手など/風：弘治年中内藤隆世の城、注：大戸大炊助氏慶の居城【築城者は不明】
12	長山城	注：天正年間（1573-92）には存在/小字：堀端～注：高峯城と同時期に破却

○城・館の比定は、同時代史料の記載が少ないため、多くを後世の考証によった。

○略称の史料・考証名及び出典は以下の通りである。下記以外の略称は表1と同じである。

地：防長地下上申（山口県地方史学会『防長地下上申』2巻マツノ書店1979）、防長：御南生翁甫・三坂圭治『防長古城趾の研究』マツノ書店1936、中国：中国治亂記（『群書類従』21合戦部、續群書類従完成会1931）、新：新裁軍記所収文書（田村哲夫校訂『新裁軍記』マツノ書店（復刻版）1993）。

○遺構・遺物は、『山口市埋蔵文化財地図』（山口市教育委員会、1996）や、発掘報告書（山口県教育委員会『良君城跡』1992、同『土井遺跡』1990、山口市教育委員会『大内氏関連遺跡分布調査』1987、同『興隆寺跡遺跡』1990）を参考とした。平子氏館跡、深野氏館跡に関しては、服部英雄「中世荘園と館」（『日本城郭大系』別巻「城郭研究入門」1981所収、のち「周防国仁保庄の荘園地名」『景観にさぐる中世』新人物往來社1995に再録）が参考になった。

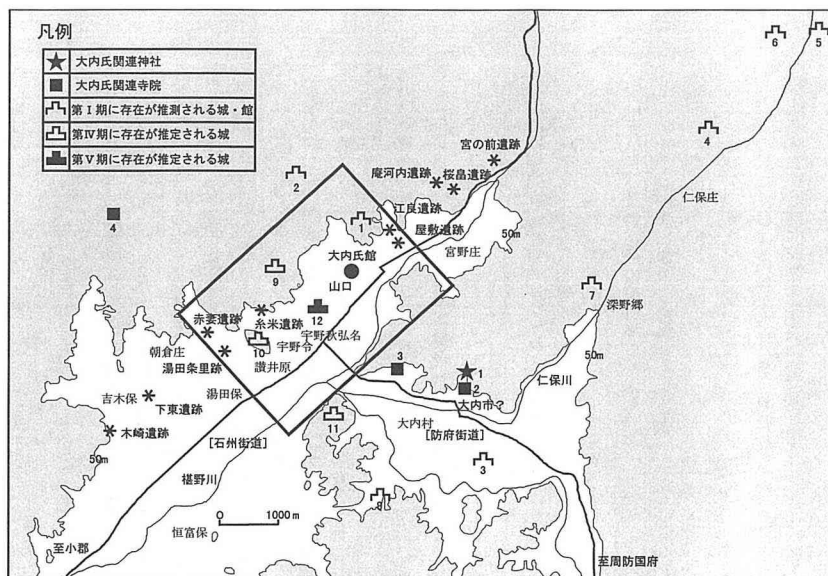


図6 山口周辺の館・城・大内氏関連寺社の分布

*は本文で言及のある遺跡の位置を示す。□は図1～5の範囲である。

らない程衰退したとされる。

図5からは、石州街道周辺の屋敷の密集を見てとれる。特に第IV期まで諸施設がほとんど確認されなかった、石州街道沿いのアーウ間に、武士や商工業者の屋敷が混在しつつ立地する。また、この地域の寺社の立地傾向に大きな変化はなく、第IV期同様に鎌倉新仏教系寺院が多い。

一方で、第IV期まで大内氏関連寺社が集中した滝の高嶺太神宮（★1）門前、観音寺（■22）門前には、田畠が見られる。山際に寺社の集中する古熊の廣澤寺（■25）門前、永興寺（■7）前、北野天神（☆c）前にも田畠が確認できる。こういった周縁部の滝・古熊は、諸施設の集中する石州街道周辺とは対照的な農村的要素の混在する景観であったと思われる。

- ① 比定に関しては、一章注②を中心に、一章注⑬⑭⑯や「山口県風土誌」七（近藤清石編三坂圭治監修、歴史図書社一九七二）といった後世史料も、同時代史料を補足する二次史料として利用した。
- ② 大内氏が在庁官人から守護へと勢力を拡大させる過程・基盤・社会背景や分国支配体制に関しては、松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」（魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店一九五七）に詳しい。
- ③ 山口移転以前の大内氏の館は、『注進案』の考証や土塁の残存から、

大内御堀地区の乗福寺(図6■3)周辺の可能性が高いとされる(一
章注⑩一八二、一八九頁)。

④ 大内氏の館移転時期に関しては、未だ定説を見ないが、本稿では便宜的に「山口古図」に記される延文五(一三六〇)年頃とした。

⑤ 明德二(一三九二)年二月「祐進祐辨兩別當實得知行分」(興)十八に法花堂領所として「宇野秋弘」とある。三章で後述するが、宇野秋弘名は現在の早間田周辺に比定できる。

⑥ 観応三(一三五二)年八月十九日の大内弘世の寄進状に、「讃非原」とある(「注進案」十二、一四九頁)。

⑦ 赤妻遺跡は、古代吉敷郡衙の候補地として有力視され、弥生時代前期から中世まで大規模な集落が存在する(山口県教育委員会「赤妻遺跡」一九九〇、「赤妻遺跡Ⅱ」一九九三)。

⑧ 山口県教育委員会「下東遺跡・萩峠遺跡」一九七五、山口市教育委員会「下東遺跡」一九九〇、「下東遺跡Ⅱ」一九九一。

⑨ 山口県教育委員会「朝田墳墓群Ⅰ付木崎遺跡」一九七六。

⑩ 山口県教育委員会「屋敷遺跡」一九九〇。

⑪ 山口市教育委員会「初瀬遺跡」付篇二江良遺跡、一九九四。

⑫ 山口県教育委員会「桜島遺跡」一九九一。

⑬ 山口県教育委員会「庵河内遺跡・上の山古墳群」一九九四。

⑭ 山口市教育委員会「宮の前遺跡」一九九五。

⑮ 山口県教育委員会「朝田墳墓群Ⅳ糸米遺跡」一九七九、「しらいらし古墳群」一九八〇。

⑯ 湯田糸里跡(図6)の発掘調査では、弥生時代以降、扇状地丘陵部より南方の低地には集落が形成されず、耕作地として利用されたと推定されている(山口市教育委員会「湯田糸里跡」一九九一、三四頁)。

⑰ 中世における呼称は不明であるため、本稿では以下「石州街道」と仮称する。同様に、「防府街道」も本稿における仮称である。

⑱ 応永十一(一四〇四)年二月十一日「防州香山國清禪寺」(「注進案」十三、一三〇頁)。

⑲ 山口市教育委員会「大内氏館跡Ⅳ大内氏関連町並遺跡Ⅰ」一九九一、八五頁、「大内氏館跡Ⅱ」一九九二、五三―五四頁、一章注⑩、一九〇―一九二頁。大内氏館の発掘成果に関しては、山口市教育委員会文化課の古賀信幸氏のご教示による。

⑳ 文明十八(一四八六)年九月四日「御代々年忌々日事」(「提書」一〇〇)。

㉑ 山口市教育委員会「大内氏遺跡調査資料」一九六〇、七一―七五頁。一五五一年七月「聖フランセスコ・ザベリオ書翰記」第八四号(「県史料」三七―一頁)。

㉒ 法泉寺(■23)や求聞持堂(■39)、観音寺(■22)、保寿寺(■24)は、大内義隆が建立あるいは、頻繁に利用した寺院である。また、陶氏の攻撃に対し、義隆が立て籠もったのも法泉寺であった。

㉓ 一章注②一〇三一―一〇八頁。

㉔ 天正十八(一五九〇)年十二月二十一日「防州吉敷郡宮野庄御検地打渡之事」(「注進案」十三、二十八頁、慶長六(一六〇〇)年五月十九日「防州吉敷郡宇野令之内打渡之事」(「注進案」十三、二十九頁、慶長十五(一六一〇)年九月九日「防州吉敷郡宇野令之内打渡之事」(「注進案」十三、三〇頁)。

㉕ 天正十八(一五九〇)年十二月九日「廣澤寺山野井門前小寺六ヶ所但横道限」(「注進案」十三、一九六頁、慶長三(一五九八)年九月十二日「坪付」(「注進案」十三、一九四頁)。

三 町空間と武士居住地の形態と変遷

1 町場と街路パターンの変遷

（1）文書史料からみた町場の発達

ここでは、山口及びその周辺の町場に関する史料を整理する。まず、現山口市街地付近において、同時代史料から存在を確認できる地名・道路名を整理し、旧山口町における明治二十年の地籍図^①記載の小字地名や、近世絵図に記載のある地名を対応させ（表3）、推定される位置を示した（図7）。以下これらを参照しつつ考察を進める。

第Ⅰ期の商工業空間として、山口盆地周辺で確認できるのは、それ以前の大内氏の本拠地大内（図6）に存在したと思われる大内市^②である。大内市は、周防国府宮市の有力商人である兄部氏が、相物商売の長職として支配する市であり、周防国府を中心とする相物商売のネットワークの中に位置づけられていたと思われる。この大内市の位置は、第Ⅱ期に町屋が立つ興隆寺（図6■2）門前に比定される可能性がある。

第Ⅱ期の応永二十七（一四二〇）年の山口には、既に「市町」^④が存在した。長祿三（一四五九）年には、分国中の人々に対し、「大路」の夜間往來の禁止を含め、治安維持や他国者の警戒などを内容とする禁制が出された。この「大路」の所在地は特記されないが、分国中のいわば首都である山口において「大路」が存在していた可能性は高いと考える。後述するように、「小路」の表現が当初は石州街道に対する横町を表すと考えられることから、山口の「大路」は石州街道を指すと思われる。このように考えると、石州街道は、他国人の往來も多く、周防一国内にとどまらない広域交通路^⑥として機能しており、その周囲に「市町」が展開していたことが推定される。

第Ⅲ期初めの文明十六（一四八四）年には、「宇野令後田新立小路（図7・い）西之通」とあり、「小路」の存在が確認で

表3 同時代史料において存在が確認できる現山口中心部の地名・道路名

位置	名称	初見史料名：年月日/記載内容 〔 〕内は本稿の推定を示す	小字名、近世地名、 本稿の比定
(H周辺)	宇野秋弘(名)	興18：明徳2(1391)2/興隆寺が買得	比定：宇早岡田付近
U	後河原	注古「善福寺敷地同寺領等注文」：嘉吉3(1443)8・17/応永16(1409)2・27の善福寺の院内四至	宇：東後河原、西後河原
い	新立小路	興103：文明16(1484)7・20/宇野令後田新立小路西之通の田2段を屋敷地として申請	比定：小字新町を通る南北路
M o ・ ろ	森小路	興109：延徳2(1490)11・4/杉重清の拘分2段半30歩を安富弘員が屋敷地として申請	近世：森小路、宇：森
T t ・ は	堅小路	掟146：延徳4(1492)6/築山築地上に祇園会の見物人あり〔築地の面する堅小路も存在〕、御：永正17(1520)潤6/祇園会巡行のルート	宇：上堅小路、下堅小路、地名：堅小路
H	端山田(村)・はやまた	興114：明応5(1496)3・4/端山田の杉新左衛門尉の宅所並を杉弘依が屋敷地として申請	宇：早岡田
O m	大町	御：永正17(1520)潤6/祇園会巡行のルート	比定：宇大市・中市・米屋町の辺り
I m	今道	御：永正17(1520)潤6/祇園会巡行のルート	宇：今道
K ・ に	窪小路町	御：永正17(1520)潤6/窪小路町の常喜院寺内に木屋を構える	宇：久保小路
I k ・ ほ	今少路	御：永正17(1520)潤6/今少路殿御庭の喜船大明神	宇：今小路
D j	道場	中：享祿5(1532)年/山口たうちやうの七郎左衛門殿	宇：道場
T u	立売・立賣棚	毛：天文7(1538)6・7/立売のすみの二階で祇園祭を見物	宇：太刀売
W	わにし	毛：天文7(1538)6・28/わにしに火事あり	宇：鯉石
B ・ へ	馬場殿小路	注古「圓通寺末山付立」：天文19(1551)4・5/山口市馬場殿小路荒神堂	宇：馬場殿小路
(A ・ と)	魚物小路	閏63：弘治3(1557)4・8/山口御城番として信常太郎兵衛尉に魚物小路を預遣す	注：相物小路と比定
N	中市	注古：永祿7(1564)4・7/栗林壽印の拘える屋敷が中市東西にあり	宇：中市
I i	今市	注古：永祿7(1564)4・7/栗林壽印の拘える屋敷が今市岡町にあり	宇：今市
D s	道祖本町	閏150：永祿8(1565)2・19/篠原種秀の拘える屋敷あり	宇：道祖町
E	圓政寺町	閏150：永祿8(1565)2・19/篠原種秀の拘える屋敷あり	宇：円政寺
M a	松木	閏36：永祿13(1570)3・2/山口馬場殿小路之内の原武信居屋鋪二所合わせて松木と号する	宇：松ノ木
D n	堂前・堂前辻	祇：天正11(1583)6/祇園会の準備を分担する町人が堂前に居住	宇：堂ノ前
M i	晦日市	閏164：天正12(1584)9・18/山口晦日市之内の屋敷一所の地料等免除	注：米屋町と比定
D m	道場門前	閏164：天正12(1584)9・18/道場門前屋敷一所の地料等免除	宇：道場門前
A ・ と	合物小路	注古：(天正19(1591)?)4・19/合物小路の町屋敷の地料を栗林壽印に宛遣す	宇：相物小路
ち	奥小路	注古：文祿4(1595)1・19/龍福寺寺領分の奥小路の畠を町屋敷	近世：奥小路
S	新町	注古「新町替之畠」：文祿5(1596)1・20/はやまたの土地を新町と替えて善福寺に渡す	宇：新町
O i	大市	閏164・注古：慶長11(1606)6・26/横屋・小泉屋・川瀬善五郎らに大市の屋敷知行を認める	宇：大市

○アルファベット・ひらがなは図7に対応する。

○祇は山口祇園会毎年順勲人数之事(『県史』)の略称である。その他の略称は、表1と同じ。表中の比定の詳細な根拠は、本文三章2節を参照。

きる。^⑦この表現からは、同時期近くに小路が新設されたことが示唆されよう。また図7から、第Ⅱ期に確認できる小路（い・ろ・は）のいずれもが、石州街道に交差する街路であることが分かる。しかし第Ⅳ期以降になると、豎小路（は）と交差するが石州街道とは交差しない小路（に・へ）も確認できることに留意したい。ここからは、「小路」が当初は石州街道と通じる街路として開設されたが、徐々に既存の「小路」から、新たに「小路」が派生するようになった様子が推測される。

第Ⅲ期の文明十七（二四八五）年には、「町」から大内氏館への魚の進納業務が役人である贅役に管理されており、「町」が魚を扱う商業を行っていたことが分かる。「市町」や「店屋」に盗物が出まわる事態もあった。^⑧「十月会町」という町が存在し、「まちのうりかひ」の公正性を保つための法度が発布された可能性もある。^⑨石州街道では、第Ⅱ期と同様に他国人や遍歴する芸能民、巡礼者の頻繁な往来が見られ、それらの人々が宿泊することもあり、「大道」とも表現される。^⑩以上のことから、山口は「市町」と常設店舗を備えた「店屋」が併存して商工業機能を有する段階にあり、「町」と称される場合もあったと思われる。石州街道の交通機能も高かったと考える。

それでは、石州街道沿い以外に町場は存在しなかったものであろうか。延徳四（一四九二）年に、豎小路（は）に面する築山築地（★2付近）上から祇園会を見物する人々が存在したことから、豎小路が祇園会の巡行ルートであったことは明らかで、ここに、人々が集まる町的な空間が展開していた可能性は高い。永正十七（一五二〇）に、祇園社は「豎小路上」から高嶺太神宮の敷地内へ移転されるが、その理由として祇園社近くまで「在家」が進出してきたことがあげられている。^⑪則ち、第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけて、豎小路沿いに町場空間が拡大発展しつつあったといえる。

第Ⅳ期の永正十七（一五二〇）年以降、祇園会の巡行が、豎小路（は）を南行し、ウ地点で石州街道を西行し大町（〇m）を通って、イ地点で南に折れ今道（Im）の御旅所（★3）へ向かうというルートを通るようになった。^⑫この時大町が鉾を三台出している。ここで、南北朝・室町期の京都においては、祇園社の祭祀圏は富裕な都市住民の集住地域であり、



部の地割パターン

示す。同時代史料に記載のある名称と同一もしくは類似の、明治期の小字地名や近世・現在の道路名あげた第Ⅰ期から第Ⅴ期に存在が推定される寺社のうち、現存しており、立地した地割まで特定でき後世史料で存在が推定される場合を、「存在を推定できる」とした。また、?は地籍図未見の小字、

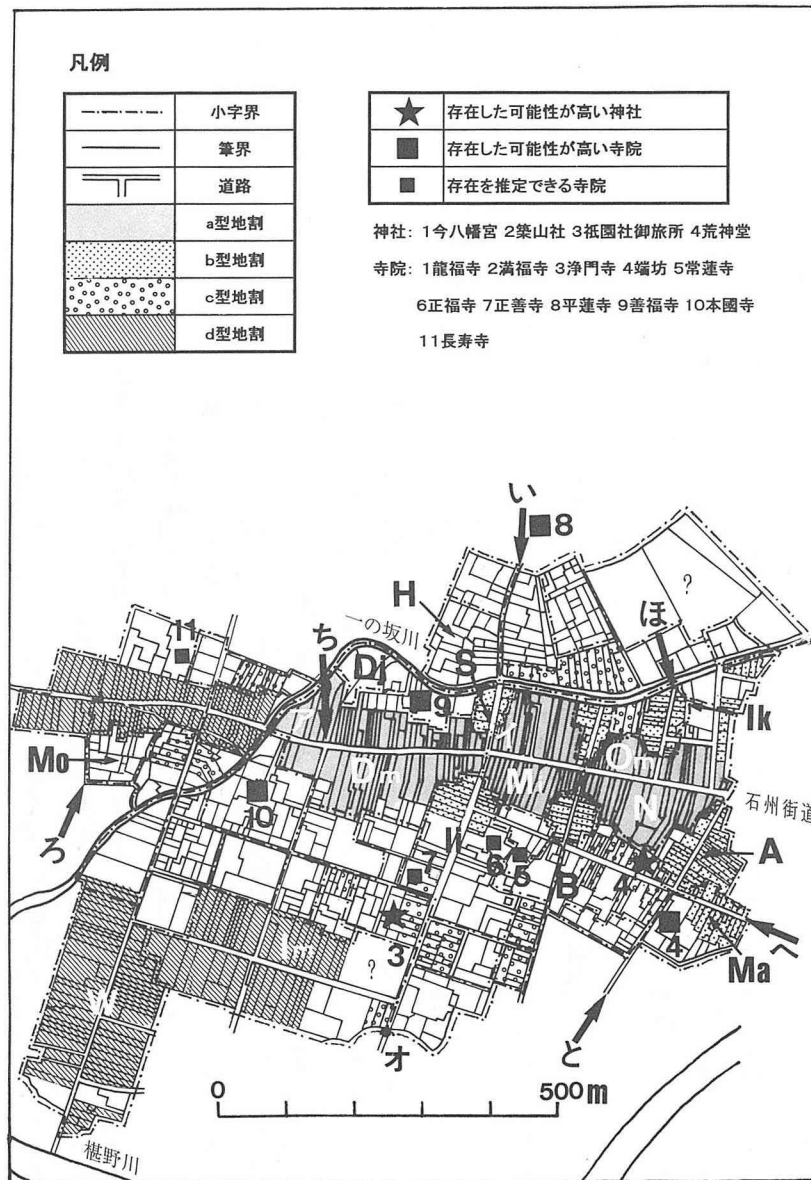


図7 現山口中心

アルファベット・ひらがなは表3と対応し、同時代史料から中世に存在が確認される地名・道路名を、中世の地名の範囲や道路名と一致する可能性が高いと判断し、その位置を示した。また、表1にある寺社を図中に記した。同時代史料で存在が確認できるものを、「存在した可能性が高い」とした。もしくは明治20年段階で既に公有地・官有地とされ、それ以前の地割が不明な部分である。

戦国期には祇園会の山鉾を出す地域には都市住民の地縁的共同体が成立していたことを想起したい。ここから、山口祇園会で鉾を出す大町にも、町共同体が成立し、山口の他の地域より大きな商工業機能を有していたと考えられる。さらに山口祇園会の巡行路である豎小路(は)と御旅所へ南行するイーオの街路沿いにも、当該期までに町屋が存在するようになった可能性が高い。特に、前述のように豎小路上にあった祇園社旧地の周囲には、多くの在家が存在していたこと、天文七(一五三八)年には築山周辺に町屋が約百軒あったことから、豎小路沿いの町空間の拡大と集住を想定することができ。一方で、当該期には、「小路町」が初見される(表3・K)が、「小路町」における商工業機能の実態は明らかでない。

第Ⅳ期には、指物師や鍛冶屋といった職人の存在が記される。豎小路と石州街道の交差点(ウ)南の立賣(Tu)は、「立賣棚」^⑬とも表現され、常設店舗の存在が示唆される。また、天文二十三(一五五五)年にイエズス会宣教師達は、毎月五、六度「市」が開かれていたと記している。ここで、第Ⅴ期以降大町の部分(イーウ間)が、大市(Oi)・中市(N)・晦日市(Mi)と表現され、晦日市の南に隣接する地域も今市(Ii)と「市」のつく名で称されることに留意したい。ここから、町空間の中心地域である大町周辺が、複数の市に分割されて呼称されたと推測できる。前述の五・六度開催されたとされる「市」は、これら複数の市を指す可能性もあるが、その実態は不明である。

第Ⅴ期には、前章で述べたように、大市・中市・晦日市を中心とした石州街道や豎小路沿いに商人や武士が密集して屋地を有していた。中には、一人で市街地に複数の屋敷を有する場合もある。これらの一部に関しては、毛利氏の屋敷地安堵状より、各屋敷の具体的な大きさが知られる。これによると、大市(Oi)・中市(N)・晦日市(Mi)・今市(Ii)・豎小路(Tt)・立賣(Tu)といった地域には、面五間、面二間の屋敷を数カ所確認でき、大市には、間口に対し奥行きが非常に長い、図7の地割の形状と類似する短冊形地割の屋敷もある。これに対し、道場門前(Dm)には面十一間、馬場殿小路(B)には、面十間入十七間^⑭や面十間入廿間の、^⑮間口が広く面積の大きい屋敷が存在していたことがわかる。特に、馬場殿小路の面十間入廿間の屋敷地は、大内氏創建の乗福寺領を原久左衛門が拝領したもので、大内氏の保護がなく

なった乗福寺が山口市街に所持していた寺領を手放した可能性もある。一方、イーウ周縁の道場門前^⑤（Dm）や円政寺町（E）、奥小路^⑥（ち）では、屋敷の後に畠の存在も確認できる。

第V期の天正十一（一五八三）年には、祇園会に際し、山口の町屋敷を九組に分け、準備、負担を分担しており、^⑦ 商工業者の地縁的結合の様子もうかがえる。その一方で、壺役や室役、細工番役等様々な課税が毛利氏によって町人に課され、一部の商人に対し課役免除の特権が与えられたり、町人や武士に対する屋敷地の安堵権力が毛利氏に一元化されている。こういったことから、町場の発展と同時に、土地所有や商工業面において毛利氏の都市民支配が徹底されつつあることが考えられる。

（2）地割の形態分析

山口においては近世城下町化という大規模な空間改変が行われていない。また、山口市街の大手・中市・晦日市における、近世中期の地割復原の研究からは、同地の間口が狭く奥行きが長い地割形態が中世に遡る可能性が指摘されており、大内時代の地割をある程度踏襲して近世の町が展開した可能性は高いと思われる。地籍図の地割が完全に中世まで遡及しうるとは言えないが、ここでは前述の文書史料の検討結果と統合して論じる予察として、地割形態の類型化から指摘できることを整理する。

図7の短冊形地割の形態はaからdの四パターンに分類できる。a型は、奥行きの長い短冊形地割が連続するタイプで、ほぼ一つの小字の範囲に広がる。b型は、間口が狭く奥行きも短い数個の地割が、小路を軸とした両側町の形態をなして小さくまとまる。ここには、「小路」の語が含まれる小字が多い。c型は、a型に比べて奥行きが短い短冊形地割が連続するものである。d型は、奥行きが揃った地割で、地割の奥が小字界まで達する場合が多く、字界線が直線的である。

この地割分類から、特に以下の二点の現象が考えられる。①a型地割はアーウ間を中心にして石州街道沿いに連続して

広がり、b型地割はその裏に間を埋めるように狭い面積で展開するものが多い。この地割の形状から、明らかにb型地割の形成時期はa型地割の形成後と考えるのが自然であろう。②戦国期における土佐国岡豊城下、安芸城下などの市町の中で、長宗我部氏により新しく計画的に町立てされた部分が、奥行き・面積の揃った画一的な屋敷地から成っていたことを想起すると、d型地割は、ある時期に既存の町形態に統制がなされた、または計画性をもって新設されたとみることができる。

(3) 町場形態の変遷

以上の分析を併せて、現山口市街地の空間形態の変遷過程と町の発達過程の関係を考察したい。文書史料から山口に町屋や町場の存在を確認できるのは、第Ⅱ期以降で、第Ⅱ期には石州街道沿いに「市町」が存在したと思われる。ここで、「小路」や「小路町」の初見が、第Ⅲ期以降であり、それらは地割ではb型に相当することを考えると、前述の①より、a型地割の展開する石州街道沿いアーウ間が、第Ⅱ期の「市町」空間であった可能性が高い。

第Ⅲ期には「市町」は、徐々に「町」として商業機能を充実させるが、空間的には町空間内部の稠密化と同時に、石州街道沿いへの町場の拡大といった状況が想定できる。こういった中で、「小路」が開設されたと推定したい。初期の「小路」は、石州街道に交差するものであったことを考えると、小路は石州街道沿いに展開する町空間裏の空閑地や田畑へ通り抜けるための通路、もしくはそういった土地を利用するための道として形成されたと思われる。ここで、前章で述べたように、アーウ間の周辺には第Ⅱ期以降、石州街道に面さず南に離れて寺社が立地することを想起したい。ここからは、小路で石州街道と結ばれた町裏には、第Ⅱ期以降、寺社が設置された場合があったと考えられる。これらの寺院は特に第Ⅳ期以降、鎌倉新仏教系の宗派が多く、石州街道沿いの住民にとっての信仰の場として機能しつつあったことが推測される。石州街道に次いで、早くより町化が進んだと思われる竪小路(は)沿いには、不連続ながら短冊形地割が広がり、地割形態からも一定の町場機能が示唆される。第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけて、竪小路から派生する街路が、「小路」と称されたこ

とからは、既存の町空間からより低密度な空間へ派生する街路が、山口においては「小路」と呼ばれたことが推定される。第Ⅳ期には、小路を軸としてその両側が町化し「小路町」が形成されるが、小路名のついたb型地割がそれに相当するだろう。b型は、a型と同様の細かい短冊形であることから、一定の町機能を有していた可能性が高い。ただしb型地割の狭少な面積は、小路町の町機能が、「大路」・「大道」である石州街道を軸とするa型地割の大町（Om）などの町場には劣るものであったことを示唆すると思われる。

第Ⅳ期に、石州街道南側の馬場殿小路（B）及びイーオ間に寺社が急増することより、小路の開設に伴う「町」裏空間地への大型施設の建設が活発化したことがうかがわれる。この馬場殿小路やイーオ間の寺社の間隙にc型地割が散在的に見られることから、こういった土地が屋地などに利用されたことが推定され、町空間の拡大が推定される。第Ⅳ期には、石州街道沿いの大町を中心とした町空間は、小路町と連続しつつ、さらに拡大し、重層的な市街形態を呈するようになると思われる。

第Ⅴ期になると、石州街道へ屋敷が集中し、馬場殿小路・道場門前（Dm）といった、第Ⅲ期以降の町の拡大地域や市街周辺部に、間口が広い屋敷が確認できる。これは第Ⅳ期以前に特に町屋の稠密化が進行していたと思われる大町地域には、大きな面積の屋敷地を獲得することが困難であった可能性と、市街周辺部における、第Ⅴ期以前の町屋形成の遅れを示唆すると思われる。また、道場門前や奥小路（ち）、円政寺町（E）における屋敷裏の畠の存在は、町場の周辺部分が重層的な市街形態をなしていないことを示すだろう。

2 武士居住地の存在形態

早間田周辺地区（図7・H周辺）^⑨は、明徳二（二三九二）年に大内氏の氏寺・興隆寺が買得して以来の同寺の知行地であり、『氷上山興隆寺文書』を通じて、十五世紀末から十六世紀初頭の約二十年間における武士邸の形成・変遷過程を知る

表4 早間田周辺の屋敷の変遷

No	年月日	申請者	申請地	申請時の土地利用・面積	申請後の土地利用	史料番号/文書名
1	文明16(1484)7・20	安富房行	宇野令後田新立小路西之通	田・2段	屋敷	103/大内家奉行衆奉書
2	文明17(1485)9・14	嶋田行泰	後田安富宅所前	田・1段半	屋敷	104/大内家奉行衆奉書
3	延徳2(1490)閏8・5	杉弘固	秋廣名内	田・5段60歩	居住屋敷	107/大内家奉行衆奉書
4	延徳2(1490)11・4	安富弘員	長山前秋廣名之内	2段半30歩	屋敷	109/大内家奉行衆奉書
5	明応5(1496)3・4	杉弘依	端山田杉新左衛門尉宅所並	屋敷・2段	屋地	114/大内家家臣奉書
6	明応8(1499)9・15	御郷弘周	秋廣名内、元杉武明居住跡内阿川治部丞申給屋敷西ノヨリ	畠・1段	居住	115/大内家家臣奉書
7	明応9(1500)3・19	阿川國康	杉武明跡、御郷弘周申請地西	240歩	屋敷	117/大内家家臣奉書
8	永正2(1505)6・13	森盛治	後田元杉武明居住跡	近日宗閑・1段	居住	132/大内家家臣奉書
9	永正2(1505)8・29	伊佐元綱	後田杉武明跡内	畠・1段	居住屋敷	133/大内家家臣奉書
10	(年不詳)4・28	杉武道	端山田村内當山御領		屋敷	207/杉武道書状
11	(年不詳)4・28	波多野日向守	端山田村内當山御領	高石入道相拘、當作植付・2段	屋敷	207/杉武道書状

出典は全て『氷上山興隆寺文書』である。史料番号及び文書名は刊本(『防長史学』1～5,1930～1932)に準じる。

ことができる。表4は、これらの史料を整理したものである。本節では、早間田周辺の事例を分析することで、大内氏時代の武士邸の存在形態の実態と変遷を考察したい。分析の前に、史料に記載される様々な地名が、いずれも早間田周辺に比定される根拠を示す。明徳二年に興隆寺が買得した「宇野秋弘」は、「宇野令内秋弘名」^②、「山長前秋廣名」(表4・4)とも記され、宇野令の長山(図3)周辺に存在した名田であったことが分かる。また、延徳二(一四九〇)年に「秋広名内田地」が「杉新左衛門尉弘固」の居住屋敷とされ(表4・3)、明応五(一四九六)年には「端山田杉新左衛門尉宅所並」が新たに杉弘依の屋敷とされた(表4・5)。この両文書の杉氏は同一人物であると考えられることから、「秋広名」内の杉弘固邸は「端山田」とも表現されたことが分かり、「端山田」は「秋広名」に

含まれる地名であると考ええる。ここで、小字名「早間田」は「端山田」と音が似ている上、長山の南山麓に位置していることは、「端山田」や「長山前」の表現と矛盾せず、「端山田」は小字「早間田」を指すことは間違いないだろう。そうすると、「宇野秋弘名」も早間田周辺に比定される。近世以降、字早間田が宇野令村に接していたことも、「宇野秋弘名」の表現と矛盾しない。また、表4・1にある「宇野令後田」は、のちの「後田」元杉平左衛門尉居住跡（表4・8）と同所であろう。この杉平左衛門尉（武明）居住地は、「秋廣名内」と記載されており（表4・6）、「秋廣名」の中に「後田」と呼称される地域があったと考える。以上より、史料に見える「宇野秋弘名」「後田」「端山田」は、いずれも早間田周辺に比定できる。

それでは具体的な土地利用の変遷を検討する。宇野秋弘名の屋敷地の初見は、文明十六（一四八四）年である。この時は、「後田新立小路西之通」にある田二段が安富房行の屋敷地として認可された（表4・1）。以降永正二（一五〇五）年まで、武士が屋敷地として利用したい旨を申請し認可される事例が続く。つまり、この約二十年の間に名田は分割され、武士の屋敷地に変化していったといえる。この動きの中で、特に以下の三点が注目される。

第一に、これらの文書全ての発給者が、大内家臣や奉行衆であり、申請を認可する旨を興隆寺側に伝えていっていることである。早間田周辺の武士の屋敷は、武士の申請に対し、大内氏の認可が興隆寺に与えられることで成立したといえよう。第二に、早間田の武士邸形成の時期が、「小路」の開設の時期と一致することである。第三期における「小路」が、「町」裏の空閑地への通路であり、空閑地の屋敷化と連動する現象と考えられることは既に述べた。ここから、石州街道沿いの町裏にあたり田畑が展開していたと思われる早間田地区において、小路の新設に伴い、武士の屋敷所有の志向と興隆寺・大内氏の積極的な認可により、寺領の分割と屋敷化が進行したと考える。

第三に、明応八（一四九九）年から永正二（一五〇五）年の間に、大内氏による許可を得て、杉武明の「居住跡」が盛んに分割され、複数の居住屋敷が形成された（表4・6―9）という事態に着目したい。杉武明がこの地の屋敷に居住しなくなったのは、明応八（一四九九）年の武明の死^③によると考えられる。これをうけて、早間田の武明屋敷地は一反興隆寺

に返還されたと思われる。ここで、武明の死亡した一四九九年には既に、跡地の畠一段が申請の対象とされているおり、跡地は極めて短期間に畠化した可能性が高い。早間田地区の土地は、一度屋地化しても、屋敷の存在がなくなること再び畠に帰す可能性を有した浮動性の高い性格の土地であったといえよう。さらに、武士の居住を大内氏が推進していたともいえる。御家人の興隆寺領の屋地化や下作職の所有を禁止する中で、「山口中」の屋敷に関しては禁止の対象にならないとした天文十九（一五五二）年の書状^④も、同様の動向を示すものだろう。また、杉武明の土地賃貸権が、杉氏に継承されていないことから、有力御家人であっても、山口内の早間田の土地に定着していなかったことが推定される。以上より、土地利用や賃貸権の継承という面において、早間田の非永続的な性格が示唆される。

以上をまとめると、第Ⅲ期の早間田周辺においては、町空間の発達と呼応して武士邸が集団化された。そこには、大内氏の積極的な認可・推奨の動きもみてとることができる。一方で、武士邸の存続を図り難い非永続的な土地であった可能性も高い。

ここで再び図7の地割形態に着目したい。早間田（H）周辺は小さいブロック型地割であるが、同様のブロック型地割は、大内氏館周辺の特に豎小路西側の後河原（U）周辺にも見られる。こういった地域は第Ⅲ・Ⅳ期において、武士の屋敷が確認もしくは推定される場所と一致する。ここから、早間田に類似するブロック型地割には、中世に武士邸が立地した可能性もあるだろう。

なお、前節で述べたように、第Ⅴ期には石州街道沿いとその南側に屋敷分布が収束する。第Ⅲ期に武士邸の集団化が確認された早間田にも、第Ⅴ期には畠化した土地が確認されるようになる^⑤。

① 本稿で使用した地籍図は、明治二十年作成の「明治武拾年字限地引 繪図」（山口地方事務局所蔵）である。旧山口町内の小字名とその位置に関しては、山口市教育委員会文化課の柴田京子氏にご教示頂いた。

② 元応元（一二一九）年正月三日「兄部氏古文書三」（防府史料一八 防府と兄部氏）一九七二。

③ 明徳二（一三九二）六月二十九日「永上山事書」【奥】十九。

- ④ 応永二十七（一四二〇）年二月二十四日「國清寺條々」【注進案】十三、一二三頁。
- ⑤ 長祿三（一四五九）年五月二十二日「禁制」【提書】二一八。
- ⑥ 寛正二（一四六二）年の「提書」では、分国内における訴訟の迅速化が図られるが、そのためには山口と分国間の速やかな往来が必要であろう。山口における石州街道の交通路としての機能もより重視されたと推測される（同年六月廿九日「従山口於分國中行程日數事」【提書】十）。
- ⑦ 文明十六（一四八四）七月廿日「大内家奉行衆奉書」【興】一〇三。
- ⑧ 文明十七（一四八五）年十一月五日「諸役人提事」【提書】六七—七六。ここでは「町」の場所が明記されないが、大内氏館の食膳用の魚が対象となっていることから、山口の「町」と解するのが自然である。
- ⑨ 長享三（一四八九）年五月「盜物事」【提書】一三一。これも場所が判然としないが、一般に分国中において「市町」と「店屋」が併存する状況があったと思われる。
- ⑩ （明応五（一四九六）年）「十月會町禁制」【提書】一五七—一五九）における「十月會町」が、山口内の町であるという解釈がある（一章注²⁶）【大内氏壁書を読む】一七一頁）。
- ⑪ 文明十八（一四八六）年四月廿九日「禁制條々」【提書】八九—九三、文明十九（一四八七）年四月廿日「夜中路頭往來禁制」【提書】一一七—一二二。
- ⑫ 延徳四（一四九二）年六月「於築山築地上見物禁制事」【提書】一四六。
- ⑬ 永正十七（一五二〇）年潤六月「高嶺太神宮御鎮坐伝記」【注進案】十三、一八一—一二、五四頁。以下「御鎮坐伝記」と略す。
- ⑭ 『御鎮坐伝記』に、「御神事は國清寺門前廣橋を渡り堅少路を下り大町を至今道所御旅御幸也」とある。
- ⑮ 一章注⁸「國集日本都市史」八六一八七、一〇四—一〇五頁。
- ⑯ 天文七（一五三八）三月七日の「毛利隆元山口滞留日記」（『県史』四三六頁）に、築山門前で生じた火事により、「本町屋百ハかり焼候」とある。
- ⑰ 天文二十三（一五五五）年「フロイス日本史」六卷十章「県史料」。
- ⑱ 天文二十四（一五五五）年十月十三日「原権左衛門文書二」【閏二卷、三十四頁】。
- ⑲ 前掲注¹⁷。
- ⑳ 永祿七（一五六四）年四月七日「栗林壽印拘屋敷注文」【注進案】十三、四二—九頁、弘治三（一五五七）年四月二日「原権左衛門文書三」【閏二卷、四頁、天正十一（一五八四）年九月十八日「松村久郎兵衛文書一」【閏四卷、三七頁】。
- ㉑ 横屋彌次郎は、大市に面二間入三十一間と、面一間半入三十一間の屋敷を有している（年不詳）十一月五日【注進案】十三、三八—三九頁）。
- ㉒ 前掲注²⁰「松村久郎兵衛文書」。
- ㉓ 永祿十三（一五七〇）年三月二日「原権左衛門文書八」【閏二、五頁】。
- ㉔ 天正五（一五七七）年十一月二十九日「原権左衛門文書十二」【閏二、六頁】。
- ㉕ 前掲注²⁰「松村久郎兵衛文書」。
- ㉖ 文祿四（一五九五）年一月十九日文書【注進案】十三、三〇—八頁。
- ㉗ 天正十一年六月「山口祇園会毎年順勤人数之事」（『県史』、五六—一五六四頁）。
- ㉘ 福田東亜・河合玲子「山口の町屋建築に関する基礎資料（一）——

宅地割・梅田邸の実測ならびに復原——」山口芸術短期大学研究紀要
十四、一九八二。

②⑨ 小林健太郎「戦国大名長宗我部氏の城下岡豊の市町」史林六一六、
一九七八、「安芸氏の城下・安芸郡安芸新町」『戦国城下町の研究』大
明堂一九八五。

③⑩ 「早間田」は明治期の地籍図記載の大字・小字名で中世の呼称では
ないが、本稿では便宜的に「早間田」の名称を使用する。

③⑪ 一章注⑤。

四 中世山口の空間構造

1 大内氏による都市形態の改変

従来の研究において、大内氏の都市計画の内容として推定されてきたのは、主として武士の山口集住と武家屋敷地区の形成、町割の施行と街路の敷設の二点であったと思われる。しかし、既に述べたように、山口の街路パターンの形成は、石州街道沿いの町空間の発達に起因するところが大きい。第二章で見た武士邸の分布は、第Ⅲ・Ⅳ期とも明確に区画された一まとまりの武家屋敷地区の存在に否定的である。第Ⅲ期に大内氏の認可による早間田周辺の武士邸の集団化は確認できるが、町空間の発達と関係が深く、武士邸としての永続性がない土地であり、近世城下町的な武家屋敷地区のあり方とは遠い。

ここで、従来、武士の山口集住説の根拠とされてきた以下の『掟書』の記載内容を再検討したい。まず、文明十七（一四八五）年に「在山口衆内少分限仁」に対し、申請なく「帰宅」することが禁止される。①文明十八（一四八六）年には、

③② （年不詳）正月廿九日「大内家奉行衆奉書」『興』六六。

③③ 神本正律「杉隆泰家系の検考譚」山口県地方史研究七七、一九九七、三八頁。

③④ 天文十九（一五五二）年四月廿五日「大内家家臣連署書状」『興』一七一。

③⑤ 文禄五（一五九六）年一月廿日「新町替之畠」『注進案』十三、三三五—三三六頁。

「諸人在山口衆」に対し、密々に「在郷」することが禁止され、違反の場合には御家人身分の剝奪という厳しい罰則も設けられた^②。また、御参洛の際、「御家人」は「同名」「同郷近邊衆」に、山口に参上することを告知するようにとも規定される^③。これらは、「山口」に在住する武士の存在を示すものではあるが、山口内の特定地域を武家屋敷地区とし、そこへの密集を指示したものと解釈することは困難である。むしろ、御家人の「在山口衆」が、各々一族の住する本拠の郷もあり、山口と往復していた実態を示すものと考えられる。「少分限者」は、一年の内百日の身暇を与えられていることから、大内氏は所領の少ない武士の在郷を、制限付きながら認めていたとも言える。十六世紀中期においても、山口中に邸宅を有すると同時に、それぞれ領分を持ち、在郷していた御家人の存在を推測できる^④。以上より、大内氏支配の時代において、全ての御家人が山口に常住していたとは考えがたい。同時期の早間田周辺の武士邸の可変性を考慮すると、山口内の武士の屋敷は、郷の屋敷に対する別邸もしくは宿所として設置された場合もあったと考えられる。

それでは、武士邸や町空間の配置や形態に対し、大内氏側からの統制は行われなかったのだろうか。

まず、石州街道周辺の空間について検討したい。早間田周辺の武士邸の集団化には、ある程度大内氏の意図が介在したと思われるが、それも石州街道沿い町空間の拡大、凋密化という町場の実態に追随したものと思われる。山口の町空間に対し、大内氏の支配時代を通じて、大内氏の積極的な支配政策は確認できない。むしろ大内氏は、盗物売買の際の処置^⑤や「大路」における治安維持^⑥、押買狼藉や公方買と号する売買の禁止^⑦、選銭令^⑧といった、商工業の発展を妨害する事態を排し、公正性を保つ役割を担っている。このことを考えると、大内氏は、石州街道周辺では既存の町空間に対し、統制・支配よりもむしろ、その発達の実態を追認していた可能性が高い。

次に堅小路や大内氏館を中心とした地域を検討する。二章でみた武士邸の分布の他、堅小路沿いでは室町後期における大内氏の重臣の屋敷跡と判断された遺構が検出されていることから、この辺りに複数の武士邸が存在したといえる。ここで、最近の大内氏館周辺の発掘調査から得られた非常に興味深い発掘結果に注目したい。大内氏館跡周辺では、十五世紀

後期から十六世紀初期以降の館跡の区画施設に直交、平行する区画溝や掘立柱建物が検出されている。それ以前は、大内氏館の方向とは異なる軸を持つ建物が確認されたり、館跡の堀の主軸と平行しない区画溝が埋められたりしている。この十五世紀後期から十六世紀初期にかけての時期に盛土整地が行われ、その前後で建物の方向が変化する発掘結果も得られている。こういった発掘成果から、十五世紀後期から十六世紀初期の当主政弘の時期に、大内氏館の強化・拡張がなされ、それと同時期に、館の主軸にあう方向で地割、町並みの改変が行われた可能性が指摘されている。^⑩つまり、明らかに大内氏による大内氏館の改造と同時期に、館を中心とした方向性が重視されて周囲の地割改変がなされたといえよう。そうすると、周辺の武士邸の形態にも何らかの統制がなされた可能性が高い。さらに、堅小路や一の坂川沿いにd型地割が連なる地域があることに注目したい。三章一節の地割分析で述べたように、d型地割は何らかの統制をうけて形成されたと推定され、第三期に既存の堅小路周辺の町空間が改変された可能性を指摘できよう。

また、今八幡宮(図7・★1)南の八幡馬場の発掘からは、大殿大路・今八幡宮参道(図7)の方向と平行、もしくは直行して造られた室町後期の遺構が検出された。^⑪このことは、地割や建物が大殿大路や今八幡宮参道を意識して形成されたことを示す。今八幡宮は大内氏によって第三期に現在地に勧請された神社であることや、大殿大路は東からの石州街道の延長で大内氏館の南にあることから、この二本の街路沿いが大内氏に重視され、第三期に整備された可能性も考えられる。以上のことをまとめると、大内氏館周辺においては、武士邸と堅小路沿い町空間の両方の形態に対して、第三期に大内氏により統制がなされた可能性が高く、今八幡参道や大殿大路周辺でも、街路の方向を重視した空間形態の統制がなされたことが推測される。

なお、鰐石や今道においてもd型地割が展開し、空間形態の統制が行われた可能性がある。特に鰐石は、周防国府や大内氏の氏寺のある大内村へ向かう防府街道と、大内氏の外港的存在と思われる小郡に通じる樫野川の交点にあり、市恵比須として祀られていたとの伝承が残る「重石」^⑫も存在する。交通の結節点で、商業機能を有するこのような空間が大内氏

に重視された可能性はあるが、統制の実態は不明である。

2 空間構造の変遷過程

大内弘世の本拠移転以前の山口周辺には、国衙領や荘園が展開し、大内氏の知行所領や、大内氏関連の寺社領も大きな面積を占めていた。この中で、石州街道沿いや北部山際地域には、寺社を含んだ小集落が散在していたと推測される。一方、大内氏の本拠であった大内には、大内氏の館と氏寺及び周囲の所領に加え、氏寺門前に周防国府の商業と関連の深い大内市が存在した。国府の最有力在庁官人であった大内氏の性格を考慮すると、防府街道が交通路として大内氏に重視された可能性は高い。

十四世紀中期に、大内氏は本拠を現山口市に移した。北部山際地域の滝・天花には、大内権力の保護と統制下におかれた寺院が集中する。この寺院集中配置には、大内氏の積極的な意図が想定され、この傾向は大内氏滅亡まで継続する。一方、石州街道沿いでは「市町」の存在が確認される。石州街道は、交通量も増加し、他国とも結ばれる広域交通路として機能し、「大路」と認識される。第Ⅱ期の空間構造は、交通・商業機能の軸としての石州街道と、大内氏館と大内氏と関連の深い宗教機能の集中する北部山際地区を中心としたものであったといえよう。

しかし当該期の空間構造に、大内氏による選地・町割・館の建設・寺社の配置といった都市計画の施行をみるのはどうだろうか。大内氏館及び一部の寺社の配置に、大内氏の意図を想定することは可能だが、それも山口の空間全体からみると限定的である。大内氏館の建設に関しては、地形条件が考慮された可能性が指摘されており、農業用地として不適な土地に守護館を配置することで、既存の農地を妨げないことを意図したとも考えられる。ここからも、大内氏による大規模な空間改変は推定しがたい。

旧本拠地の大内には、大内氏の氏寺である興隆寺門前に町屋が存在した。中世興隆寺には、大内宗家そのものを家臣お

よび領民に敬わせ、その領国支配を正当化する役割があったと指摘されており、興隆寺周辺は、大内氏滅亡まで、大内氏の強い統制下におかれた宗教空間であったといえる。^⑩

応仁の乱後、大内氏は山口に在住する。石州街道沿いの「市町」は、町空間が拡大すると同時に、空間内部が凋密化し、町裏の空閑地へ通じる「小路」が開設される。「小路」の開設は、町裏の屋地化や寺社の建設に伴う、もしくはそれを促進するものであった。例えば、町空間の南裏には町住民と関係が深いと思われる鎌倉新仏教系寺院が集中する。また、町の北裏の早間田周辺には、武士邸の集団化が確認される。こういった石州街道周辺の町空間に関しては、大内氏は積極的な統制を行っていない。早間田周辺の武士邸は、大内氏の認可を得ることで形成されたが、町空間の発達の実態に即した土地利用であって、町空間の改変を意図したものとは考えにくい。

当初は石州街道の「小路」として発生した竪小路が、第Ⅲ期には早くも商工業機能を有するようになる。大内氏はこの時期に大内氏館の強化・拡大を図ると同時に、館周囲における武士邸や、竪小路の町空間に一定の統制を加えたと思われる。武士に対する山口居住令を始めとして、御家人の統制が法令面からも多数確認できるのもこの時期である。第Ⅱ期に比べて、大内氏が統制する空間は町空間に近接し、その範囲も拡大したが、石州街道周辺の町空間に対してはなお実態を追認していた。則ち、大内氏の影響力が異なる空間が、極めて近接して併存していたと考える。

第Ⅳ期には、高嶺太神宮の遷宮に伴う複数の神社の滝への配置替えがみられるが、これは権力志向の宗教空間である滝・天花の性格強化が意図されたものであったと考える。^⑪ 竪小路沿いに町空間が拡大発展し、竪小路は、石州街道と同様に都市軸として機能した。石州街道周辺では、町空間が南へ拡大し、小路町も形成され、重層的な市街形態を呈するようになった。しかし大内氏の影響力の異なる空間の併存状態は、大内氏支配時代を通じて解消されないと思われる。一方、山口周縁部には、大内氏は都市山口防衛ラインの形成を意図した可能性はあるが、要害が積極的に使用されたのは、大内氏滅亡時以降であった。

毛利氏の支配下におかれた山口は、石州街道と豎小路南側周辺に商工業・居住空間が収束する。その反面、毛利氏の空間支配も強化される。つまり大内氏の時代とは異なり、毛利氏が市街空間をも統制し、都市領主としての性格が強化されたと考える。

- ① 文明十七（一四八五）年十二月廿六日「身暇日數事」『掇書』八六。
- ② 文明十八（一四八六）年十二月十二日「在山口衆密々在宅事」『掇書』一〇三。
- ③ 長享元（一四八七）年十一月十日「就御參洛供奉以下事」『掇書』一二六。
- ④ 天文十九（一五五二）年の「大内義隆記」（『県史料』）に、「（山口の相良氏邸の襲撃の後）其外御共シタル御家人ノ家々ヲ打破リテハ財宝ヲ取候二」とあり、御家人の家が山口内にあったことが分かる。それに対し、弘治二（一五五六）年の「大内様御家根本記」（『県史料』）においては、「御家人何も山口ニ家御座候ひつる之条、思ひ思ひに領分に在郷し越年被申候」とあり、御家人の領分が山口以外の地にあり、在郷していたことが分かる。
- ⑤ 三章注⑨。
- ⑥ 三章注⑤⑪及び（文明十九（一四八七）年四月廿日？）「夜廻人數番帳」『掇書』一二一。
- ⑦ 三章注⑩。
- ⑧ 文明十七（一四八五）年四月十五日「撰錢事」「利銭并賣買錢事」『掇書』六一六、永正十五（一五一八）年十月十四日「撰錢賣買米事」『掇書』一六七。
- ⑨ 二章注⑬「大内氏館跡Ⅵ大内氏関連町並遺跡Ⅰ」。
- ⑩ 山口市教育委員会文化課の増野晋次氏は、一九九八年十一月一日の第三回中国地区城館調査検討会において「大内氏関連町並遺跡の調査について」と題した発表をなされた。本稿の大内氏館跡周辺の発掘調査の報告内容及び考察は、増野氏のご教示とご発表によるものである。
- ⑪ 山口県埋蔵文化財センター「大内氏関連町並遺跡」一九九八。
- ⑫ 「山口古図」では、大内氏館は大殿大路と接し、大殿大路に「大門」を開けて描かれる。発掘からは第Ⅲ期以降の館が現在の龍福寺南線より南へのびる可能性が指摘されている（二章注⑩一九一頁）。大殿大路に近接して当時の大内氏館が立地していた可能性は否定できないだろう。
- ⑬ 享徳二（一四五三）年の造明船の船籍地として小郡の「フカミソ」が記載される（『入明諸要例』巻十一雑件記「県史」）。
- ⑭ 「注進案」十三、三七九頁。また、寛保二（一七四二）年萩藩作成の絵図「御国廻御行程記」は、重石は大内時代に鰐石町に市立てした当時の市夷であると記す。
- ⑮ 一の坂川の扇状地扇央部分にあたり比較的高燥な土地であって、排水がよい上、深い井戸を掘れば上質の地下水を得ることができることを考慮して配置された可能性があると指摘される（山口市教育委員会「大内氏館跡Ⅵ」一九八二、五二頁）。
- ⑯ 山口の西の湯田・吉敷地区や東の宮野地区では、条里地割が残存するのに対し、大内氏館を含めた現山口市街には条里地割の痕跡が確認できない。現山口市街の街路の方向も周囲の条里方向と一致しない。

現山口市街は一の坂川の扇状地にあたる高燥な斜面地で、条里の施行や水田開発が困難であったと思われる。

⑬ 平瀬直樹「大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会」山口県文書館研究紀要一七、一九九〇。

五 おわりに

本稿で考察した中世山口の空間構造を、他の守護城下と比較して、その特徴を挙げる。第一に、山口の空間構造は、「町」空間の発達と密接に関係しつつ変遷した。武士邸の中には、この町空間の発達段階に即して、その縁辺に立地するものもあった。第二に、大内氏の統制力の一部の空間に限定されたものであった。十五世紀後期から十六世紀初期にかけて、大内氏館周辺では統制がなされたが、既存の町空間に対しては実態を追認している。第三に、十六世紀中期以降の毛利氏支配下の段階まで、大内氏の影響力の異なる二空間の併存状態は解消されないと思われる。

以上の特徴は、従来の研究で明らかにされた、十五世紀後期から十六世紀初期における全国的な守護城下の空間構造の画期と一致し、この時期を画期とした空間に対する権力の影響力の強化を想定できよう。しかしその実態は空間形態や都市機能の把握に関して限定的で、大内氏の都市領主としての限界性を示すものではあった。ただし、本稿で明らかにした山口の実態は、町空間と権力との関係を対立あるいは支配の限界としての評価だけでなく、町空間の発達の追認、利用、共存という視点から再検討しうる可能性も示している。

しかし、本稿では、「市町」化や「町」に対する統制の実態や、「町」空間の住民側の具体的な都市形成、権力の空間統制と都市住民との関係に関して、資料的制限から、考察が不十分なままに終わってしまった。今後の課題としたい。また山口の市街中心部における今後の発掘調査に期待したい。

⑭ 乾氏の高嶺太神宮を中心とした義隆による「都市プラン」説に対し、本稿の検討結果は否定的である。北部宗教空間の性格強化を意図した空間形成が成された可能性はあるが、都市域全体を見ると、それは一部の空間にとどまると思われる。「城下」の都市計画とは言い難い。

本稿で考察した中世都市の空間構造は、山口という一事例に過ぎないが、今後、より多くの事例に関して検討を進めた上で、守護城下の空間構造を総合的に考察していく必要がある。またその際、守護権力の性格や地域差を考慮した上で、より全国的に見て個々の事例を位置づける視点を重視したい。中世前期の地方政治都市である府中と守護城下との関連性の検討も課題である。これらの問題に関して、今後研究を進めたい。

〔謝辞〕 本稿の作成にあたって山口県文書館、山口市教育委員会文化課のお世話になりました。とりわけ、山口市教育委員会文化課の古賀信幸氏、増野晋次氏、柴田京子氏と山口県文書館の河村克典氏には、多くの御教示を賜りました。末筆ながらここに御礼申し上げます。本研究には、一部に平成十年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費九七四二）を使用しました。また本稿の一部は、一九九八年度人文地理学会大会において発表しました。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程 日本学術振興会特別研究員

The Morphology and Structure of the Yamaguchi Provincial Constable's Residence and Its Environs in Medieval Japan

by

YAMAMURA Aki

In comparison with castle towns of the Sengoku period, the immaturity of the towns surrounding provincial constable's residences is often emphasized. Few case studies on the transitions of these towns are carried out because of the shortage of historical materials, making it difficult to compare them with later castle towns. This paper will 1) show the distribution of various functions and facilities in a representative town, 2) investigate the development process of various residential areas, and 3) examine how the spatial structure of Yamaguchi transformed in medieval times. It turns out that the transformation process of Yamaguchi had a close connection with the development of the urban area and the morphology of allotments. The control of the Ôuchi at Yamaguchi does not seem to have been comprehensive, and the Ôuchis officially confirmed the established town space including warriors residences. It is possible to regard these facts as evidences of limits on Ôuchi power. But those facts also suggest the pre-existence of a developed urban area, and Ôuchis' reconfirmation and application of the latter established town area.

Stadt und Kirche im spätmittelalterlichen Köln

von

MORIYA Miyuki

Wie hat die Stadt - Bürgerschaft mit den Kirche - Klerus vor der Reformation in der Stadt Köln auseinandergesetzt? Der Stadtrat allmählich hat sich zu der Obrigkeit entwickelt im spätmittelalter, der die Klerus unter seiner Herrschaft zu stehen versucht hat.